

福井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
小規模企業者サポート資金	<ul style="list-style-type: none"> ■小規模企業者(従業員数が20人以下(商業サービス業では5人以下。ただし、宿泊・娯楽業は20人以下)の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 	2,000万円 (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内)	0.9%(保証付)	全額	<ul style="list-style-type: none"> ■運転:5年以内 ■設備:7年以内 ■併用:7年以内(据置6ヶ月以内) 	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 福井市商工労働部 商工振興課 (電話0776-20-5325) 【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 三井住友銀行 福井県信用農業協同組合連合会 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井東商工会 福井西商工会
SDGs推進サポート資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上事業所がある法人または個人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■以下の①～⑥のいずれに該当する方 ①ふくいSDGsパートナーに登録している企業 ②福井市から子育てファミリー応援企業として認定されている企業 ③ISO14001を認証取得している企業 ④エコアクション21を認証取得している企業 ⑤グリーン経営を認証取得している企業 ⑥ふくいマル優エコ事業所の認定を受けている企業 	3,500万円	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.00%(保証付) 1.40%(保証なし) ■10年以内 1.20%(保証付) 1.60%(保証なし) 	全額	<ul style="list-style-type: none"> ■運転:5年以内 ■設備:10年以内 ■併用:10年以内(据置6ヶ月以内) 			
経営安定借換資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■借換えを行うことにより、月返済額が減少する方 ■次のいずれかに該当する方 ①最近3ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較し、3%以上減少していること ②最近3ヶ月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比較し、3%以上減少していること(ただし、3ヶ月比較が困難な場合は、直前期とその前期による決算期で比較し、3%以上減少していること) 	4,000万円 ※月返済額が減少すれば、限度額の範囲内で追加融資可	<ul style="list-style-type: none"> ■7年以内 1.60%以下(保証付) ■10年以内 2.10%以下(保証付) 	1/4	<ul style="list-style-type: none"> ■借換:10年以内 ■据置1年以内 			
効率アップ設備促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方、または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■設備を導入することで、生産性の向上や経費の削減が見込まれる方 	2,500万円	<ul style="list-style-type: none"> 1.00%(保証付) 1.30%(保証なし) 	全額	<ul style="list-style-type: none"> ■設備:10年以内 ■据置1年以内 			
ものづくり開発支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に本社のある法人または事業所のある個人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■製造業、ソフトウェア業を営んでいる方 ■新製品・新技術の研究・開発、販路開拓などの自社として新しい取り組みを行う方 	3,000万円 ※ただし、総事業費の8割を融資限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 0.9%(保証付) 1.20%(保証なし) ■10年以内 1.00%(保証付) 1.30%(保証なし) 	全額	<ul style="list-style-type: none"> ■運転:5年以内 ■設備:10年以内 ■併用:10年以内(据置1年以内) 			

福井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率 H31.4.1現在	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
企業立地促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ■事業歴が1年以上ある中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方、または市内に1年以上事業所がある法人の方（ただし、市外からの移転の場合は除く） ■市内で1年以上事業を営んでいる方（ただし、市外からの移転の場合は除く） ■次の①、②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①製造業、成長産業または物流関連産業を営み、市内に工場または事業所の設置を行おうとしている方 ②福井市企業立地促進条例施行規則に定める助成金の企業立地指定を受けた方 ■工場または事業所の設置により生産性の向上や効率化が見込まれる方 ■建設資金のほか、工場、事業所の設置に伴う機械購入費、土地購入費等にも利用可能 ※ただし、土地、機械、倉庫等の購入費のみの利用は不可 	(新設の場合) 5億円以内 (新設以外の場合) 2億円以内 ※ただし、総事業費の8割を融資限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■10年以内 1. 10%(保証付) 1. 60%(保証なし) ■10年を超え15年以内 1. 40%(保証付) 1. 90%(保証なし) 	1/2	設備:7年以上15年以内 (据置1年以内)			【お問合せ】 福井市商工労働部 商工振興課 (電話0776-20-5325) 【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 三井住友銀行 福井県信用農業協同組合連合会
観光施設整備資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■次の①～⑦のいずれかの観光施設において、新設、増改築、建替え、設備設置等の設備投資を行う方 <ul style="list-style-type: none"> ①観光用の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿 等) ②温泉保養施設(温泉、公衆浴場 等) ③交通関連施設(観光バス、遊覧船、レンタサイクル 等) ④休憩食事施設(ドライブイン、観光客向け飲食店 等) ⑤お土産品販売施設(観光土産品店 等) ⑥野外活動施設(釣魚施設、キャンプ場、遊園施設 等) ⑦体験・見学施設(製作体験、工場見学 等) <p><特別枠></p> <ul style="list-style-type: none"> ■上記の要件のほか、次のいずれかのエリアで設備投資を行う方 一兼谷、中心市街地、足羽山、越前海岸 	3,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■10年以内 1. 00%(保証付) 1. 30%(保証なし) 	全額	設備:10年以内 (据置1年以内)	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井東商工会 福井西商工会
創業支援資金 (若者・女性等)	<ul style="list-style-type: none"> ■市内で事業を営もうとする方または市内で事業を開始して1年に満たない方 ■市内に住所および事業所のある個人の方または市内に事業所がある法人の方 ■次の①～④のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①若者(35歳未満)または女性の方 ②2年以内に福井市内に転入した方 ③中心市街地でリノベーションをする方 ④「福井市創業支援等事業計画」に基づく認定特定創業支援等事業による支援を受けた方 	2,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■7年以内 0. 9%(保証付) 	全額	運転:5年以内 設備:7年以内 併用:7年以内 (据置1年以内)			

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>新事業創出支援補助金</p>	<p>■補助対象事業 【連携事業枠】 新製品、新技術又は新サービスの開発で、地域産業への波及効果が見込まれる事業 【チャレンジ枠】 新製品、新技術又は新サービスの開発で、事業継続や経営改善に向けた事業</p> <p>■補助率 【連携事業枠】 補助対象経費の1/2以内 【チャレンジ枠】 補助対象経費の2/3以内</p> <p>■補助限度額 【連携事業枠】 300万円(最長2年間で600万円) 【チャレンジ枠】 100万円</p> <p>■事業期間 【連携事業枠】 最長2年間 【チャレンジ枠】 1年間</p> <p>■補助対象経費 原材料費、機械装置費(リースを含む)、工具・器具費、外注加工費、委託費、産業財産権等導入費、共同研究費、技術指導費、市場調査費、会場借料費、会場装飾費、梱包運搬費、旅費、広告宣伝費</p> <p>■補助対象者の決定方法 専門家による審査会(プレゼンテーション形式)</p> <p>■公募期間 令和4年4月11日～5月31日</p>	<p>■補助対象者 【連携事業枠】 福井市内中小企業者を代表とすると嶺北市町内中小企業者との連携体 ※代表となる中小企業者が、福井市内に本店を有し事業を営んでいること 【チャレンジ枠】 福井市内中小企業者</p> <p>■補助対象要件 ・国、県、市その他の公的機関などの同種の補助金を受けていないこと ・市町税を滞納していないこと</p>	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 商工振興課 (電話 0776-20-5325)</p>
<p>熱意ある創業支援事業補助金</p>	<p>■補助対象事業 ・地域課題の解決につながる事業の創業</p> <p>■補助率 1/2</p> <p>■補助限度額 100万円以内</p> <p>■事業期間 1年間</p> <p>■補助対象経費 工事費、設備費、備品購入費、商品開発費、広告宣伝費、会社の設立に係る経費</p> <p>■補助対象者の決定方法 専門家による審査会(プレゼンテーション形式)</p> <p>■公募期間 令和4年5月20日～6月30日</p>	<p>■補助対象者 【移住・定住部門】 県外に居住する者が、新たに市内に主たる事業所を設置して事業を開始し、創業日から3年間市内に居住する者。 【地域の魅力発信部門】 北陸新幹線開業に向けて、地域の魅力を発信することを目的とした小売業又は飲食業を開始する者。市内に主たる事業所を設置し、創業日から3年間市内に居住する者。</p> <p>■主な補助対象要件 1. 事業に必要な許認可等を受けていること又は創業までに受ける見込みであること 2. 平成31年4月1日以降、次の(1)～(4)のいずれかに該当すること (1) 福井発！ビジネスプランコンテストでの発表に基づく事業 (2) ふくい魅える化プロジェクト XSCHOOL/XSTUDIOでの発表に基づく事業 (3) DiscoverRe-FUKUIでの発表に基づく事業 (4) Interweaveでの発表に基づく事業 (5) 福井市創業支援等事業計画で定める特定創業支援等事業の認定者 3. 事業について、国、県、市等から、同一の経費について同種の補助金を受けていないこと 4. 支店・支社・フランチャイズチェーン店、のれん分け等としての事業でないこと</p>	

福井市【助成制度】

制度名	支援内容				対象要件		問合せ・申込先	
企業立地助成金	対象業種等 製造業 ◎基幹産業 (繊維産業) (化学産業)	地域 ●用途地域 ●市長が特に認める地域	立地形態	交付要件		助成率	一事業当たり 交付限度額	
				投下固定資産取得額	新規雇用者等			投下固定資産相当額(※1)の 10% ◎基幹産業が規則で 定める地域内(※2)に 立地した場合は20%
				30億円以上	50人以上			
				10億円以上	40人以上			
				3億円以上	30人以上			
				1億円以上	20人以上			
	移設	1億円以上	3人以上	投下固定資産相当額(※1)の 10%				
	増設	1億円以上	3人以上					
	新設	30億円以上	50人以上		投下固定資産相当額(※1)の 10% ◎規則で定める地域内(※2) に立地した場合は20%			
		10億円以上	40人以上					
		3億円以上	30人以上					
		5,000万円以上	20人以上					
	移設	5,000万円以上	3人以上	投下固定資産相当額(※1)の 10%				
	増設	5,000万円以上	3人以上					
	新設	3億円以上	5人以上	投下固定資産相当額(※1)の 10% ◎規則で定める地域内(※2) に立地した場合は20%				
1億円以上		3人以上						
1億円以上		3人以上						

(※1) 土地取得額、家屋課税台帳に記載された固定資産評価額、償却資産課税台帳に記載された課税標準額の合計。
 (※2) 地域未来投資促進法に基づく「福井県嶺北地域における基本計画」で定める重点促進地域等。
 (福井北JCT・IC周辺、福井IC周辺、テクノポート福井周辺、二日市工業専用地域周辺、問屋団地周辺、下河北工場適地周辺、
 福井中央工業団地周辺、三留工業団地周辺、飯谷工場適地周辺、波寄工場適地)
 ★市内に工場等を有しない基幹産業・成長産業・物流関連産業の企業が立地する場合は、地域を問わず20%

【お問合せ】
 福井市 商工労働部
 商工振興課
 企業立地推進室
 (電話 0776-20-5143)

 【参考】
<http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/kigyou/index.html>

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先																												
研究開発施設立地助成金及び本社機能施設立地助成金	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象施設</th> <th rowspan="2">地域</th> <th rowspan="2">立地形態</th> <th colspan="2">交付要件</th> <th rowspan="2">助成率</th> <th rowspan="2">一事業当たり 交付限度額</th> </tr> <tr> <th>投下固定資産取得額</th> <th>新規雇用者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研究開発施設</td> <td rowspan="2">●用途地域 ●市長が特に認める地域</td> <td>新設</td> <td>1億円以上</td> <td>—</td> <td>投下固定資産相当額^(※1)の20%</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>移設 増設</td> <td>1億円以上</td> <td>—</td> <td>投下固定資産相当額^(※1)の10%</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>本社機能施設</td> <td></td> <td>新設 移設 増設</td> <td>5,000万円以上</td> <td>3人以上</td> <td>投下固定資産相当額^(※1)の10%</td> <td>2億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 土地取得額、家屋課税台帳に記載された固定資産評価額、償却資産課税台帳に記載された課税標準額の合計。</p>	対象施設	地域	立地形態	交付要件		助成率	一事業当たり 交付限度額	投下固定資産取得額	新規雇用者等	研究開発施設	●用途地域 ●市長が特に認める地域	新設	1億円以上	—	投下固定資産相当額 ^(※1) の20%	2億円	移設 増設	1億円以上	—	投下固定資産相当額 ^(※1) の10%	1億円	本社機能施設		新設 移設 増設	5,000万円以上	3人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の10%	2億円		<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 商工振興課 企業立地推進室 (電話 0776-20-5143)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/kigyou/index.html</p>
対象施設	地域				立地形態	交付要件			助成率	一事業当たり 交付限度額																					
		投下固定資産取得額	新規雇用者等																												
研究開発施設	●用途地域 ●市長が特に認める地域	新設	1億円以上	—	投下固定資産相当額 ^(※1) の20%	2億円																									
		移設 増設	1億円以上	—	投下固定資産相当額 ^(※1) の10%	1億円																									
本社機能施設		新設 移設 増設	5,000万円以上	3人以上	投下固定資産相当額 ^(※1) の10%	2億円																									
研究員雇用奨励助成金	<p>■研究員の雇用に対する助成金 ・新規雇用者1人につき 80万円 ・転属者1人につき 40万円 (1事業当たり交付限度額 1億円)</p>	<p>■対象企業 研究開発施設を設置する企業</p>																													
空き工場等活用助成金	<p>■取得 取得に要した費用の10% ■賃借 賃借料の2分の1(最大36月分) (限度額:20万円/月)</p>	<p>■対象者 製造業等の事業を営む企業 ■立地形態 新設・移設 ■その他要件 ・事前に福井市に登録されている空き工場を利用して事業を行うこと ・事業に必要な許可等を取得(見込みを含む)していること ・市税を滞納していないこと</p>																													
中心市街地オフィス立地助成金	<p>■賃借 賃借料の2分の1(最大36月分) 【限度額:10万円/月(従業員10人以下) 20万円/月(従業員11人から20人) 30万円/月(従業員21人以上)】 ■雇用奨励金 新規雇用者 20万円/1人※ 転属者 10万円/1人 ※2年目以降は増加した新規雇用者のみ対象。</p>	<p>■対象者 製造業等の事業を営む企業 ■立地形態 新設・増設 ■その他要件 ・雇用されている従業員が2人以上であること ・事前に福井市に登録されている空きオフィスを利用して事業を行うこと ・国、県、市及び他団体により、対象事業に対して同種の補助金を受けていないこと ・市税を滞納していないこと</p>																													

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
育児応援企業養成奨励金	<p><育児短時間勤務制度等利用促進奨励金></p> <p>■奨励金額:5万円</p>	<p>■対象事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井市内に事業所又は営業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと <p>[育児短時間勤務制度等利用促進奨励金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子を持つ労働者(市内勤務)に1か月以上の期間で育児短時間勤務制度等を利用させたこと(時差出勤やフレックスタイム制度も対象) 	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 しごと支援課 (電話 0776-20-5321)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/shigoto/index.html</p>
目指せ介護離職ゼロ推進奨励金	<p><介護休業・介護短時間勤務制度等利用促進奨励金></p> <p>■奨励金額:5万円(利用期間2週間以上～1か月未満) 10万円(利用期間1か月以上) ※交付申請は同一年度において1回限り</p>	<p>■対象事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井市内に事業所又は営業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと <p>[介護休業・介護短時間勤務制度等利用促進奨励金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者(市内勤務)に2週間以上の期間で介護休業又は介護短時間勤務制度等を利用させたこと(時差出勤やフレックスタイム制度も対象) 	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 しごと支援課 (電話 0776-20-5321)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/shigoto/index.html</p>
雇用奨励金	<p>■奨励金交付</p> <p>奨励金額:12か月間に支払った賃金 × 1/5 交付限度額:障がい者 204,000円、母子家庭の母等 144,000円 父子家庭の父 144,000円、東日本大震災被災者 144,000円 発達障がい者 204,000円、就職氷河期世代 144,000円</p> <p>※平成31年4月1日以降に、短時間労働者として国の特定求職者雇用開発助成金を開始した者については次の交付限度額となります。</p> <p>交付限度額:障がい者 136,000円、母子家庭の母等 96,000円 父子家庭の父 96,000円、東日本大震災被災者 96,000円 発達障がい者 136,000円、就職氷河期世代 96,000円</p>	<p>■対象事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの紹介により雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、被災者雇用開発コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び就職氷河期世代安定雇用実現コース)の受給後も、1年以上雇用継続していること ・福井市内に事業所等を有すること ・市税を滞納していないこと <p>■対象労働者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間、申請時に福井市の住民であること ・雇用継続していること 	
中小企業退職金共済等加入促進奨励金	<p>■奨励金交付</p> <p>奨励金額:「中小企業退職金共済」又は「特定退職金共済」に新規加入から連続した12箇月間ににおける掛金納付額の10% 交付限度額:10万円(※福井市民である被共済者1人あたり 6,000円が上限)</p>	<p>■対象事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業退職金共済」又は「特定退職金共済」に新規に加入し、契約締結した月から連続した12箇月間の共済掛金を納付したこと ・福井市内に事業所等を有すること ・中小企業退職金共済法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと 	
福井の企業っていいネ！応援事業	<p>■インターンシップ企画運営支援セミナー</p> <p>日程:令和4年5月23日 場所:福井県自治会館 講師:福井大学国際地域学部 大学院国際地域マネジメント研究科 教授 大橋 祐之氏</p> <p>■インターンシップコーディネーター派遣</p> <p>インターンシップの企画運営について、コーディネーターの派遣を受けることができる、</p>	<p>■インターンシップ企画運営支援セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業の事業主や人事担当者等 ・定員30社(1社につき1名の参加) <p>■インターンシップコーディネーター派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「インターンシップ企画運営支援セミナー」の参加企業のうち、派遣を希望する企業 ・定員5社(希望多数の場合は選考) 	<p>【お問合せ】 福井市 商工労働部 しごと支援課 (電話 0776-20-5321)</p> <p>【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/shigoto/index.html</p>

敦賀市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金	以下のいずれかに該当する方 ①市内で事業を営んでいる方 ②市内にて新たに事業を営もうとする方 注)②に該当する方、または事業開始から1年に満たない方が設備資金を利用する場合は、融資申込額の1/3以上の自己資金が必要 ■市税を完納している方 ■許認可が必要な業種については、許認可を受けていること、又は認可の取得が確実であること ■返済能力のある中小企業者の方	■運転 1,500万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円 ※設備資金および併用での申込で、小売業が店舗の新増改築を行う場合は2,500万円	福井県中小企業育成資金(一般)を借り入れる際に適用される固定利率 ※育成資金の利率が改定された場合はその改定内容を適用	有(中小企業経営安定資金等利子補給金) ※H28年3月末までに融資実行したものに限り	保証期間 3年以内は50%補給 3年を超え7年以内は30%補給	運転:5年以内(据置6ヶ月以内含む) 設備:7年以内(据置1年以内含む) 併用:7年以内(据置1年以内含む)	元金均等返済	金融機関及び保証協会の定めによる	【お問合せ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 (電話 0770-22-8122) 【申込:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 敦賀信用金庫
小規模事業者特別資金	■市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人 ■市内にて1年以上事業を営んでいる方 ■市税を完納している方 ■許認可が必要な業種については、許認可を受けていること、又は認可の取得が確実であること ■返済能力のある小規模事業者の方	1,250万円 ※ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で1,250万円	福井県中小企業育成資金(小口)を借り入れる際に適用される固定利率 ※小口育成資金の利率が改定された場合はその改定内容を適用	有(中小企業経営安定資金等利子補給金) ※H28年3月末までに融資実行したものに限り	全額	運転:7年以内(据置6ヶ月以内含む) 設備:7年以内(据置6ヶ月以内含む) 併用:7年以内(据置6ヶ月以内含む)			

敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
信用保証料補給	<p>■補給率 信用保証を申込む際に、保証期間3年以内の場合は保証料の50%を、3年を超え7年以内の場合は30%を補給する。</p>	<p>■対象者 敦賀市中小企業経営安定資金を信用保証協会の保証付きで利用し、融資実行時に保証料の全額を一括納入した中小企業者</p>	<p>【お問い合わせ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 電話0770-22-8122</p>
小規模事業者特別資金保証制度	<p>■補給率 全期間分の保証料について100%(全額補給)</p>	<p>■対象者 敦賀市小規模事業者特別資金を信用保証協会の保証付きで利用し、融資実行をすずに受けた中小企業者</p>	
まちなか創業等促進支援事業補助金	<p>重点地域で創業等を行う場合の建築・設備工事費及び備品購入費等の経費の一部を支援する。 ■補助率 1/2 ■上限額 100万円</p>	<p>■対象者 重点地域での新規創業や第二創業に伴い、創業計画等の妥当性について、支援機関の審査を経て、事業を実施する商業・サービス業者で、市税を完納している方。</p>	
中小企業活性化支援事業(敦賀チャレンジ企業応援補助金)	<p>人手不足解消や収益確保のために、生産性向上・省力化・販路開拓等に取り組む中小企業に対して、支援を行う。 ■キッチンカー購入等支援事業 ・移動販売車等による販売促進、収益力強化に対する支援 ・補助率及び補助上限額 1/2、1,000千円 ■設備投資等支援 ・「生産性向上」、「省力化」、「販路開拓」又は新規事業に取り組むための設備投資に対する支援 ・補助率及び補助上限額 1/2、1,000千円 ■敦賀名物等商品開発支援 ・敦賀の文化や特色などを活かした「敦賀名物」づくりに係る開発や、パッケージの開発等に対する支援 ・補助率及び補助上限額 2/3、500千円</p> <p>※いずれの事業も審査会による審査があります。</p>	<p>■対象者 ①敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者又は組合等 (組合等・・・中小企業団体、商店街振興組合、生産組合など市民で構成されるグループ) ②中小企業者及びその代表者が敦賀市税を完納していること ③市内において1年以上継続して事業を営んでいること</p>	<p>【お問い合わせ】 敦賀商工会議所 電話0770-22-2611</p>

敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容				対象要件				問合せ・申込先							
企業立地促進補助金（Ⅰ）	区分	補助要件		補助対象項目	補助率	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限	【お問合わせ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 電話0770-22-8122							
		投下固定 資産額	新規雇用者													
	製造業	10億円以上	20人以上	①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	20%	3億円	9億円	1年以内 (操業開 始後)								
		3億円以上	15人以上			1億5千万円										
		1億円以上	10人以上			1億円										
	物流関連産業	10億円以上	20人以上			①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	20%			2億4千万円	7億2千万円	1年以内 (操業開 始後)				
		3億円以上	15人以上							1億2千万円						
		1億円以上	10人以上							8千万円						
情報サービス業	5千万円以上	10人以上	①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費						20%	1億2千万円	3億6千万円		1年以内 (操業開 始後)			
	3千万円以上	5人以上								8千万円						
試験研究所	5千万円以上	5人以上		①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	20%			1億2千万円		3億6千万円	1年以内 (操業開 始後)					
植物工場	1億円以上	10人以上						1億2千万円		3億6千万円						
特定地域企業立地促進補助金（Ⅱ）	区分	補助要件						補助対象項目		補助率				限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限
		投下固定 資産額				新規雇用者										
	製造業及び製造業の 付随業務 ^{※2} (敦賀市産業団地) 製造業、物流関連産業 (敦賀市第2産業団地)					20億円以上	30人以上	25人以上		①土地取得費 ②建物建設費 ③機械設備等 取得費 ④緑化費		20%		4億円	12億円	1年以内 (操業開 始後)
		10億円以上				20人以上	15人以上	3億円								
3億円以上		15人以上	10人以上			1億5千万円										

敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容				対象要件				問合せ・申込先											
雇用補助金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助要件</th> <th>補助対象項目</th> <th>補助額</th> <th>限度額 (1回あたり)</th> <th>総交付 限度額</th> <th>交付申請 期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場</td> <td>企業立地促進補助金(Ⅰ) 又は特定地域企業立地促進補助金(Ⅱ)の交付指定を受けていること</td> <td>事業所の建設に伴う 雇用拡大に対する経費</td> <td>正規雇用者 30万円/人 市外からの 転入者 45万円/人</td> <td>4千5百万円</td> <td>4千5百万円</td> <td>1年以内 (操業開始後)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助要件	補助対象項目	補助額	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限	製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(Ⅰ) 又は特定地域企業立地促進補助金(Ⅱ)の交付指定を受けていること	事業所の建設に伴う 雇用拡大に対する経費	正規雇用者 30万円/人 市外からの 転入者 45万円/人	4千5百万円	4千5百万円	1年以内 (操業開始後)					【お問合わせ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 電話0770-22-8122
区分	補助要件	補助対象項目	補助額	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限														
製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(Ⅰ) 又は特定地域企業立地促進補助金(Ⅱ)の交付指定を受けていること	事業所の建設に伴う 雇用拡大に対する経費	正規雇用者 30万円/人 市外からの 転入者 45万円/人	4千5百万円	4千5百万円	1年以内 (操業開始後)														
空き施設活用補助金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助要件</th> <th>補助対象項目</th> <th>補助率</th> <th>限度額 (1回あたり)</th> <th>総交付 限度額</th> <th>交付申請 期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場</td> <td>企業立地促進補助金(Ⅰ)の 交付指定を受けていること 延床面積 600㎡以上(情報 サービス業は 200㎡以上)</td> <td>土地建物に係る賃借経費</td> <td>賃借料 3年分 ×1/2</td> <td>3千万円</td> <td>3千万円</td> <td>3年以内 (操業開始後)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助要件	補助対象項目	補助率	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限	製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(Ⅰ)の 交付指定を受けていること 延床面積 600㎡以上(情報 サービス業は 200㎡以上)	土地建物に係る賃借経費	賃借料 3年分 ×1/2	3千万円	3千万円	3年以内 (操業開始後)					
区分	補助要件	補助対象項目	補助率	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限														
製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(Ⅰ)の 交付指定を受けていること 延床面積 600㎡以上(情報 サービス業は 200㎡以上)	土地建物に係る賃借経費	賃借料 3年分 ×1/2	3千万円	3千万円	3年以内 (操業開始後)														
固定資産税の不均一課税	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月31日までに取得された固定資産で、次の要件に該当する場合は課税の特例（不均一課税）が受けられます。 不均一課税をする期間は、当該固定資産税を新たに課することとなった年度以降3か年度です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業の種類</th> <th>対象事業ごとの要件</th> <th>対象となる資産</th> <th>不均一課税の税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 道路貨物運送業、こん包業 または卸売業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産の取得価額合計が2,700万円超 さらに道路貨物運送業、こん包業または卸売業は雇用者が15名超 </td> <td>指定区域内に新設または増設した資産</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 初年度 0% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7% ※第4年度以降は通常の税率(1.4%) </td> </tr> </tbody> </table>				対象事業の種類	対象事業ごとの要件	対象となる資産	不均一課税の税率	製造業 道路貨物運送業、こん包業 または卸売業	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産の取得価額合計が2,700万円超 さらに道路貨物運送業、こん包業または卸売業は雇用者が15名超 	指定区域内に新設または増設した資産	<ul style="list-style-type: none"> 初年度 0% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7% ※第4年度以降は通常の税率(1.4%) 								
対象事業の種類	対象事業ごとの要件	対象となる資産	不均一課税の税率																	
製造業 道路貨物運送業、こん包業 または卸売業	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産の取得価額合計が2,700万円超 さらに道路貨物運送業、こん包業または卸売業は雇用者が15名超 	指定区域内に新設または増設した資産	<ul style="list-style-type: none"> 初年度 0% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7% ※第4年度以降は通常の税率(1.4%) 																	

敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先																											
IT・新分野事業支援補助金	ITやその他の日本標準産業に産類できない新分野事業にチャレンジする企業が敦賀へ立地する際の投下固定資産に対する補助 ■補助率 2/3 ■補助上限額 5,000千円	■対象および要件 以下のすべてに該当するもの ・情報サービス業または日本標準産業分類に定義できない新分野事業を行う事業者 ・新規雇用が3名以上 ・操業開始後5年間以上当該地において事業を継続して行う事業者	【お問合わせ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 電話0770-22-8122																											
サテライトオフィス整備事業補助金	事業者が取り組むワークライフバランスの充実や多様な働き方の促進並びに地域経済の発展を図るため、サテライトオフィスを設置する際の費用の一部を補助 ■補助率 1/2 ■補助上限額 2,500千円	■対象および要件 以下のすべてに該当するもの ・敦賀市にサテライトオフィスを設置する市外事業者であること ・操業開始後3年間以上、当該地において事業を継続して行う事業者であること ・新規雇用者が1名以上であること																												
サテライトオフィス誘致補助金	市内にサテライトオフィスを設置する県外事業者の方に対して、オフィスを設置する際の費用の一部を補助 ■補助率および補助上限額 下表参照 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)土地建物の取得・改装</td> <td rowspan="3">50%</td> <td>【雇用者3名以上の場合】 3年間で1,500万円</td> </tr> <tr> <td>(2)土地建物の賃借</td> <td rowspan="2">【雇用者0・1ターン者1名以上の場合】 3年間で750万円</td> </tr> <tr> <td>(3)事務機器等の取得</td> </tr> <tr> <td>(4)事務機器等のリース</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)通信回線使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)U・1ターン者新規雇用</td> <td>1人あたり30万円</td> <td>1企業あたり最大9人まで 30万円×9人=270万円</td> </tr> <tr> <td>(7)U・1ターン者子育て世帯雇用</td> <td>1世帯あたり最大50万円</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>(8)U・1ターン者住居賃料</td> <td>50%</td> <td>180万円(12カ月)</td> </tr> <tr> <td>補助総額</td> <td></td> <td>【雇用者3名以上の場合】 2,400万円 【雇用者0・1ターン者1名以上の場合】 1,650万円</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費		補助率	補助限度額	(1)土地建物の取得・改装	50%	【雇用者3名以上の場合】 3年間で1,500万円	(2)土地建物の賃借	【雇用者0・1ターン者1名以上の場合】 3年間で750万円	(3)事務機器等の取得	(4)事務機器等のリース	100%		(5)通信回線使用料			(6)U・1ターン者新規雇用	1人あたり30万円	1企業あたり最大9人まで 30万円×9人=270万円	(7)U・1ターン者子育て世帯雇用	1世帯あたり最大50万円	450万円	(8)U・1ターン者住居賃料	50%	180万円(12カ月)	補助総額		【雇用者3名以上の場合】 2,400万円 【雇用者0・1ターン者1名以上の場合】 1,650万円	■対象および要件 以下のすべてに該当するもの ・敦賀市にサテライトオフィス(IT関連事業、デザイン、設計等事務系事業)を設置する県外事業者であること ・操業開始後5年間以上、当該地において事業を継続して行う事業者であること ・新規雇用者が3名以上、もしくはU・1ターン雇用者が1名以上であること
補助対象経費	補助率	補助限度額																												
(1)土地建物の取得・改装	50%	【雇用者3名以上の場合】 3年間で1,500万円																												
(2)土地建物の賃借		【雇用者0・1ターン者1名以上の場合】 3年間で750万円																												
(3)事務機器等の取得																														
(4)事務機器等のリース	100%																													
(5)通信回線使用料																														
(6)U・1ターン者新規雇用	1人あたり30万円	1企業あたり最大9人まで 30万円×9人=270万円																												
(7)U・1ターン者子育て世帯雇用	1世帯あたり最大50万円	450万円																												
(8)U・1ターン者住居賃料	50%	180万円(12カ月)																												
補助総額		【雇用者3名以上の場合】 2,400万円 【雇用者0・1ターン者1名以上の場合】 1,650万円																												
先端設備導入計画	中小企業等経営強化法に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援。 ■認定を受けた場合のメリット ・導入した償却資産の減免(敦賀市の場合、3年間0円になります) ・国の実施する補助金の優先採択・補助率アップ等	■条件 中小企業等経営強化法に基づき、年平均1%以上の生産性の向上する設備投資を実施し、労働生産性を年平均3%以上高めるための計画を作成した場合																												
中小企業インバウンド等推進事業	県外および外国人の観光客をはじめとする消費を促すために、キャッシュレス決済環境等の整備、インバウンド対策に対応する取組を支援する。 ■補助率 1/2 ■補助事業費 700千円	■対象者 商業・サービス業を営む中小企業者等																												

小浜市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業融資制度	<p>「お店を改装したい」「仕入れに少しまとまったお金がほしい」 など事業運営のための資金が必要なときご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市内で事業を6ヵ月以上営んでいること ■各種市税を完納していること ■償還能力があること 	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■保証あり 1.50% ■保証なし 1.90% 	—	県信用保証協会 を利用し、保証 料全額を一括納 入した場合、保 証料の1/3を補 給	運転：5年以内 設備：7年以内	月賦均等 償還(ただ し1年以内 に償還する ときは一括 償還可)	—	<p>【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話 (0770)53-9705(直通)</p> <p>【お申込み：取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 小浜信用金庫</p>

小浜市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>企業振興助成金</p>	<p>工場等の建設に係る投下固定資産額の25%を助成</p> <p>■製造業 製造業 新設・増設 交付限度額 3億円 先端技術産業 新設・増設 交付限度額 1億円 先端技術産業以外の製造業 新設A・増設A・移設A 交付限度額 1億円 新設B・増設B・移設B 交付限度額 1億円 新設C・増設C・移設C 交付限度額 3千万円</p> <p>■先端的農工商連携施設 新設・増設・移設 交付限度額 5千万円 増設・移設 交付限度額 3千万円</p> <p>■情報サービス業 新設・増設・移設 交付限度額 3千万円</p> <p>■試験研究所 新設・増設・移設 交付限度額 3千万円</p>	<p>《対象業種》 製造業(先端技術産業・先端技術産業以外の製造業)・先端的農工商連携施設・情報サービス業・試験研究所</p> <p>《要件》</p> <p>■製造業 製造業 新設・増設:投下固定資産30億円以上、新規雇用50人以上 先端技術産業 新設・増設:投下固定資産10億円以上、新規雇用20人以上 先端技術産業以外の製造業 新設A・増設A・移設A:投下固定資産10億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用30人以上 新設B・増設B・移設B:投下固定資産3億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用10人以上 新設C:投下固定資産3千万円以上、新規雇用5人以上 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上 増設C・移設C:投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上</p> <p>■先端的農工商連携施設 新設・増設・移設:投下固定資産3億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用10人以上 増設・移設:投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上 ※増設・移設の場合、敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上</p> <p>■情報サービス業 新設:投下固定資産2千万円以上、新規雇用5人以上 増設・移設:投下固定資産2千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上</p> <p>■試験研究所 新設:投下固定資産3千万円以上、新規雇用5人以上 増設・移設:投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上</p>	<p>【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話 0770-53-9705(直通)</p>
<p>電源地域の企業優遇制度</p>	<p>企業立地支援給付金(電力料金に対する給付金制度) 募集は年2回(上期は4月頃、下期は10月頃) 電気料金の約4割が助成(交付期間は8年間) ※申請の際、小浜市の推薦が必要になります。</p>	<p>■業種:製造業および自治体で支援制度を整備している業種 ■企業立地:事業所の新設・増設により契約電力が増加していること ■雇用:雇用保険の一般被保険者が3名以上増えていること ■電気料金:電気料金の支払いを終えていること ※特例給付金(増加雇用人数に応じて加算額が算定されるもの)を受ける場合のみの要件 新たな投資額があること(新設・・・1千万円以上、増設額・・・5百万円以上)</p>	

小浜市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
空き店舗等活用企業誘致モデル事業	小浜市外の情報サービス業を営む中小企業者の、市内の空き店舗等を活用した新規事業所開設に対し、以下の経費の10分の10を補助 ■改装費 (基幹的な部分に係る経費)⇒交付限度額300万円 ■賃借料 (賃借期間が1年以上で期間の全部を賃借の対象とするもの) ⇒交付限度額 (操業開始時の雇用者数)10名未満:300万円 10名以上:500万円	《対象者》 ■情報サービス業を営む中小企業者 ■市外企業が市長の積極的な誘致を受け、空き店舗等を活用して、市内に新たに事業所を開設すること (事業期間:1年。従業員数に減少がなく、1名以上地元採用があった場合、最長3年まで延長可)	【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話(0770)53-9705(直通)
空き工場等活用支援事業補助金	空き工場等を活用して事業展開する方に対し、投下固定資産額の50%を支援 種別A:全雇用者数39人以内、上限額1,500万円 種別B:全雇用者数40人～79人、上限額2,000万円 種別C:全雇用者数80人以上、上限額3,000万円	《対象業種》 製造業、先端的農工商連携施設、情報サービス業、試験研究所 《主な要件》 投下固定資産2,000万円以上、延べ床面積500㎡以上、新規雇用者5人以上	
インターンシップ促進事業補助金	インターンシップを行う企業に対して、実施にかかる経費の一部を助成 ■補助対象経費 実習生の宿泊費 ■補助率 1/2 ※1泊あたり限度額3,000円 ■補助限度額 1事業所あたり5万円	《対象事業者》 市内に事業所を有する企業 《補助要件》 ①実習生1人につき、2日以上インターンシップを実施すること ②インターンシップ実施期間中、市内で宿泊すること ③市税および国民健康保険税を完納している事業所であること	
おばま創業促進事業補助金	市内で創業する方の創業にかかる経費の一部を助成。創業形態に応じた上乘せ支援あり。 ■補助対象経費 建物取得費、店舗改装料、店舗賃借料、設備費、販路開拓費、広告宣伝費、感染症対策費、 ■補助率 1/2 ■補助限度額 【基本額】50万円 【加算額】特定エリア:20万円 Uターン:15万円 空き家・空き店舗での創業:15万円 飲食店:15万円 キッチンカー:一律50万円(その他の加算措置無)	《対象者》 ■現在事業を営んでいない方で、小浜市内において当該年度中に個人開業または法人等の設立を行う方 ■小浜市内の中小企業経営者で、当該年度当初の6月前から当該年度末の間に先代から事業粗油系を行い、当該年度内に既存事業以外の新事業を開始する方 ■現在事業を営んでいる方で、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、当該年度中に新たに法人を設立する方 ■現在小浜市外で事業を営んでいる方で、当該年度内に小浜市内に置いて事業所(本店)を移転される方 《主な要件》 ■週4日以上営業を行い、かつ、3年以上継続して事業を営む意思があること ■同一の事業で、国、県、市等の助成金の交付を受けていないこと ■市税等の滞納がないこと	

大野市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
商工業振興資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転(短期) 1,000万円 ■運転(長期) 2,000万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金 (一般)の利率と同率 ■5年を超える 上記+0.2% 	—	<ul style="list-style-type: none"> ■運転(長期) 1/3補給 ■設備 1/2補給 	<ul style="list-style-type: none"> 運転(短期):1年以内 運転(長期):7年以内 設備:7年以内 据置1年以内を含む 	—	<ul style="list-style-type: none"> ■短期 金融機関指定 ■長期 保証協会 	<p>【お問合せ】 大野市 地域経済部 産業政策課 (電話0779-64-4816)</p> <p>【申込先】 大野商工会議所 中小企業相談所 電話(0779)66-1230</p> <p>【取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 越前信用金庫 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行</p>
経営安定資金	資金繰り改善資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者のうち、最近3ヶ月の売上高が前年同時期の3ヶ月の売上高と比較して10%以上減少している、又は、最近3ヶ月の売上総利益率が前年同時期の3ヶ月の売上総利益率と比較して5%以上減少している中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 3,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金 (一般)の利率と同率 ■5年を超える 上記+0.2% 	—	7年以内 据置1年以内を含む	—	保証協会	
	借換え資金	借入れ(福井県信用保証協会の保証付きに限る。また、市制度融資以外の借入れについては、融資を受けようとする金融機関以外のものは不可とする。)があり、借換えを予定している中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 3,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金 (一般)の利率+0.4% ■5年を超える 上記+0.2% 	—				
元気企業支援資金	市内において新たに独立開業しようとする者または開業から1年以内の中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 500万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> 県開業支援資金(有担保)の利率と同率 	全額	—	<ul style="list-style-type: none"> 運転:7年以内 設備:10年以内 据置1年以内を含む 	—	金融機関指定	
経営向上支援資金	経営革新・改善、異業種進出資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる者で、経営革新計画又は事業改善計画・異業種進出計画(大野商工会議所の認定が必要)を策定した中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 2,000万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> 県中小企業育成資金 (一般)の利率と同率 	5年間	<ul style="list-style-type: none"> 運転:7年以内 設備:10年以内 据置1年以内を含む 	—	原則保証協会	
	労働環境改善・環境設備整備資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる者で、労働環境改善計画・環境設備整備改善計画(大野商工会議所の認定が必要)を策定した中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■設備 2,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> 全額 	—				

中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第3号に規定する中小企業等協同組合及び同項第8号に規定する商店街振興組合
 令和4年4月1日現在の融資利率 県中小企業育成資金(一般)…1.4%、保証付きの場合1.1% 県開業支援資金(有担保)…1.1%

大野市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
結の故郷ビジネスサポートチーム支援事業	<p>中小企業診断士、福井県中小企業団体中央会、税理士、IT専門家、大野商工会議所、大野市等のチームが相談会を開催し、市内事業者の「稼ぐ力」の向上に向けた取組などを伴走支援</p> <p>■相談料 1回目無料、2回目以降2,500円/1回</p>	<p>■支援対象者 市内で事業を営む事業者</p>	<p>【お問合せ】 大野市 地域経済部 産業政策課 (電話0779-64-4816)</p>
越前おおのブランド活用事業補助	<p>越前おおのブランドを活用した市内事業者の「稼ぐ力」が向上すると見込める事業経費の一部を補助</p> <p>■補助金額・補助率</p> <p>①単独事業 市内事業者が単独で実施する商品開発、販路拡大のためのホームページの構築、市内事業者のイメージアップ等を図る事業の経費の1/2以内 上限10万円</p> <p>②連携事業 事業者グループが実施する商品開発、市民及び観光客の消費拡大、事業者グループのイメージアップ等を図る事業の経費の2/3以内 上限100万円</p>	<p>■補助対象者</p> <p>①単独事業 市内事業者</p> <p>②連携事業 3者以上の市内事業者グループ</p>	
大野市中小企業者等人材育成事業補助	<p>売上の増加又は生産性の向上が見込める資格の取得や研修の修了に関して、企業や個人事業主が従業員に対して負担した費用の一部を補助</p> <p>■補助金額・補助率</p> <p>資格の取得等に必要経費の1/2以内 上限 1人3万5千円(1事業者当たり3人まで)</p>	<p>■補助対象者</p> <p>市内に本店を置く法人又は市内で事業を営む個人</p>	
大野市店舗形成事業補助	<p>都市機能誘導区域内の空き地・空き店舗への新規出店者及び既存店舗の後継者の店舗形成にかかる経費の一部を補助</p> <p>■補助金額・補助率</p> <p>店舗の新築・改装、備品購入費等の経費の1/3以内(女性1/2以内)、 上限 自己所有100万円 他者所有50万円</p>	<p>■補助対象者</p> <p>以下に該当し、大野商工会議所空地空家対策特別委員会が認めたもの 新規出店者…小売店、一般飲食店その他にぎわいの創出に期待できると市長が認めた事業を新たに営もうとする者又は空き地若しくは空き家に小売店等を出店しようとする者 後継者…既存店舗(都市機能誘導区域外の店舗を含む。)を引き継いだ者又は引き継ごうとする者</p> <p>■補助対象エリア</p> <p>大野市立地適正化計画で設定されている都市機能誘導区域</p>	

大野市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
大野市共同店舗形成事業補助	<p>事業協同組合が運営する共同店舗(ショッピングモールVioなど)への新規出店者及び既存店舗の後継者の店舗形成にかかる経費の一部を補助</p> <p>■補助金額・補助率 店舗の内装工事にかかる改装費、備品購入費等の経費の1/3以内(女性1/2以内)、上限 30万円</p>	<p>■補助対象者 以下に該当し、大野商工会議所空地空家対策特別委員会が認めたもの</p> <p>新規出店者…共同店舗における空き店舗で、小売店、一般飲食店その他にぎわいの創出に期待できると市長が認めた事業を新たに営もうとする者(既にほかの店舗を営んでいる者を含む。) ただし、当該店舗にて既に営んでいる事業を拡張する者及び都市機能誘導区域からの移転者は対象外。</p> <p>後継者…共同店舗の既存店舗を引き継いだ者又は引き継ごうとする者で、既存事業の承継をするもの</p>	
大野市版小規模事業者持続化・IT導入補助事業	<p>国の持続化補助金又はIT導入補助金の公募申請において、不採択となった場合、大野商工会議所の支援及び中小企業診断士の助言又は指導を受けてその内容を改善し、新たに事業計画を作成して取り組む事業にかかる経費の一部を補助</p> <p>■補助金額・補助率 ①国の令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>の公募要領に基づく補助金(令和4年4月から令和4年12月までの公募受付分に限る。)の場合 2/3以内 50万円 ②国のIT導入補助金2022の公募要領に基づく補助金(ただし、複数社連携IT導入類型を除く。令和4年4月から令和4年12月までの公募受付分に限る。)の場合 国の補助金に公募申請した際の補助率又は2/3のいずれか低い割合以内 国の補助金に公募申請した際の上限額又は50万円のいずれか低い額</p>	<p>■補助対象者 次の各要件をすべて満たす者。 ①商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する小規模事業者及び国の持続化補助金の補助対象の要件を満たした特定非営利活動法人であること。 ②市内に住所を有する個人事業者、市内に本社を有する法人又は大野商工会議所に加入している者であること。 ③市税等の滞納がないこと。</p> <p>■補助対象事業 補助金交付申請書提出期限 令和5年1月20日 事業完了実績報告書提出期限 令和5年3月10日</p>	
育児休業等取得促進事業補助	<p>従業員に育児・介護休業を取得させ、代替要員の雇用などを行い、かつ、休業期間終了後に当該従業員を復帰させた場合に、代替要員の雇用などにかかる人件費部分の一部を補助</p> <p>■補助金額・補助率 ①育児休業等取得促進事業 育児休業期間又は介護休業期間中の代替要員に要した賃金または派遣労働者の人件費の1/2以内。 ただし、1人につき各月6万円を限度 ②男性の育休取得促進事業 1事業所につき年間10万円</p>	<p>■補助対象者 ①従業員(大野市民に限る)に育児休業又は介護休業を取得させ、代替要員の雇用又は派遣労働者の受け入れを開始し、かつ当該育児休業または介護休業期間終了後、当該従業員を職場復帰させた中小企業等の事業主 ②子の出生から3歳までの間に男性従業員(大野市民に限る)に年間12日以上育児休暇等を取得させた事業主</p>	
中小企業退職金共済制度加入促進事業補助	<p>中小企業退職金共済法に定める退職金共済契約を締結した中小企業者に対し、その雇用する従業員を新たな被共済者とした場合、その共済掛金の一部を補助</p> <p>■補助金額・補助率 1年間の掛け金の20%(補助は1年目のみ)</p>	<p>■補助対象者 前年度1年間の期間に従業員を中小企業退職金共済に加入させ、1年間の掛け金を完納した事業主</p>	

大野市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>企業立地関係の補助金等</p>	<p> ■企業立地助成金 ■工場等用地取得助成金 ■空き工場等活用助成金 ■雇用促進奨励金 </p> <p> ※1企業当たり総交付限度額6億円 *1企業とは、同一工業団地における一企業グループ(連結決算対象企業)をいいます。 </p>	<p> ■対象業種 ・製造業 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・運輸に付帯するサービス業 ・卸売業 ・学術・開発研究機関 ・情報通信業 ・コールセンター業 </p> <p> ■対象地域 ・市内全域 </p> <p> ■交付要件 ・助成金について、各々交付要件がありますので、事前にお問い合わせ下さい。 </p>	<p> 【お問合せ】 大野市 地域経済部 企業立地推進室 (電話0779-64-4832) </p>

勝山市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業振興対策資金	<p>中小企業者の自主的な経営の合理化及び近代化を促進し、経営の安定及び振興を図ります。</p> <p>■対象者 商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 1. 市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 2. 市税を完納していること。(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人</p>	<p>■設備資金 3,000万円以内</p>	<p>■5年以内 1.10% ■10年以内 1.40% R3.4.1から適用 *変更することがあります。</p>	有り	-	<p>設備資金 10年以内 (据置1年以内)</p>	割賦償還	-	<p>【お問合せ】 勝山市 商工文化課 電話 (0779)88-8105</p> <p>【取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 越前信用金庫</p>
		<p>■運転資金 1,000万円以内</p>	<p>■5年以内 1.10% ■7年以内 1.40% R3.4.1から適用 *変更することがあります。</p>			<p>運転資金 7年以内 (据置1年以内)</p>			
		<p>■併用 3,000万円以内 ※運転資金は1,000万円以内</p>	<p>■5年以内 1.10% ■10年以内 1.40% R3.4.1から適用 *変更することがあります。</p>			<p>併用 10年以内 (据置1年以内)</p>			
小規模企業振興対策資金	<p>国が定める小規模零細企業保証制度に準じて、小規模企業者に事業資金を融資することにより、経営の安定及び振興に寄与することを目的とします。</p> <p>■対象者 商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①従業員数20人以下(商業またはサービス業の方は5人以下) ②市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 ③市税を完納していること。(市税完納証明書添付) ④融資金の償還について十分な能力を有している人</p>	<p>■運転資金 1,000万円以内 ■設備資金 1,000万円以内 ■併用 1,000万円以内 ※ただし、県信用保証協会の保証残高が2,000万円の範囲内とする。</p>	<p>■7年以内 1.10% R3.4.1から適用 *変更することがあります。 原則県保証協会の保証を付す。</p>	有り	-	<p>運転:7年以内 設備:7年以内 併用:7年以内 (据置6か月以内)</p>	割賦償還	取扱金融機関の定めによる	
新規開業資金	<p>小規模事業を新たに営もうとする人に必要な資金を融資し、新規事業者の育成を図ります。</p> <p>■対象者 新たに市内で小規模事業を営む下記の条件を満たす人 1. 自己資金のみでの新規開業が困難な人 2. 市税を完納していること(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人</p>	<p>■運転資金 1,000万円以内</p>	<p>■5年以内 1.10% ■7年以内 1.20% R3.4.1から適用 *変更することがあります。</p>	-	-	<p>運転 7年以内 (据置1年以内)</p>	割賦償還	-	
		<p>■設備資金 1,500万円以内 ■併用 2,000万円以内(うち運転資金は1,000万円以内)</p>	<p>■5年以内 1.10% ■10年以内 1.20% R3.4.1から適用 *変更することがあります。</p>			<p>設備、併用 10年以内 (据置1年以内)</p>			
公害防止施設等整備資金	<p>中小企業等が行う公害防止施設の設置又は改善等に必要な資金を融資し、公害防止施設等の整備促進を図ります。</p> <p>■対象者 市内に工場等を有し、下記の条件を満たす人 1. 自己資金のみでの公害防止施設の整備をすることが困難な人 2. 市税を完納していること(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人</p>	<p>■設備 1,000万円以内</p>	<p>■5年以内 1.90% ■7年以内 2.10% H23.4.25から適用 *変更することがあります。</p>	-	-	<p>7年以内 (据置1年以内)</p>	金融機関の定めによる	-	

勝山市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
中小企業振興対策資金等利子補給金	<p>市が行う融資制度全般および小規模事業者経営改善資金(マル経融資)のいずれかの融資を受けた事業者に対し、その利子補給金を交付します。</p> <p>■助成額 融資利率の1/2相当額(各年度10万円を限度とする) 補給期間は当初の3年以内 補給金は毎年3月に申請受付</p>	<p>市内の中小企業者</p> <p>■1企業1件の融資を対象 ■市税を完納していること ■契約に基づき元金および金利の返済を行っていること ■利率の変動によらず0.1%相当額以上は、必ず自己負担すること</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工文化課 (電話 0779-88-8105)</p>
中小企業人材育成助成金	<p>人材育成を図る中小企業者に各種人材育成講座受講料及びテキスト代の一部を助成交付することにより、市内中小企業者の体質強化を図ります。</p> <p>■助成額 受講料及びテキスト代の1/2(5万円限度)※1事業所あたり年10万円まで</p>	<p>■対象者 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所(本社・支社・営業所等)を構えている者 ※資本金額1億円以上の中小企業者及び国及び県等の助成制度利用者は除く</p> <p>■対象講座</p> <ol style="list-style-type: none"> 次の機関が実施する人材育成講座であること <ol style="list-style-type: none"> (公財)ふくい産業支援センター 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 その他市長が適当と認める機関 スキルアップに必要な職業訓練となる講座であること ※ただし、新入社員研修及び資格取得講座は除く。 講座の対象者が、中小企業者の役員若しくは従業員であること 	
まちなか賑わい創出事業補助金	<p>市内の商業団体自らが、集客促進の意欲を持って行う観光誘客、市民の消費拡大を目的とした店舗の売上向上、又は集客促進の事業を支援することによりまちなかの賑わいを創出し、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>■補助金額 活性化事業 補助率 1/2 限度額 50万円 施設整備事業 補助率 1/2 限度額 750万円</p> <p>■交付回数 1団体につき年1回に限る。翌年も継続する事業については最大3年間を限度(1団体につき1回のみ)</p>	<p>■対象者 商店街振興組合、または次の要件を全て備えた市長が認める商業団体 (1)市内の5店舗以上が会員となっている団体であること (2)構成員の4分の3以上が市内に住所を有していること (3)申請時に提出された事業計画の期間において継続的に活動していること</p> <p>■対象事業 活性化事業 商業団体等が新規に行うイベント又は集客チラシ、商店街マップ、包装紙の作成等の事業であって、各店舗の売上向上及び集客促進つなると市長が認める10万円以上の活性化事業 施設整備事業 街路灯、アーケード、共同駐車場等又はバリアフリーのために施工する共同施設等の整備であって、かつ、市の商工振興に役立つと市長が認める共同施設の整備を行う30万円以上の事業</p>	
商業施設等出店促進事業補助金	<p>市内の空地や空き家を活用して出店しようとする新規の事業主、又は新分野に進出しようとする事業主に対し、店舗の新築、増築、改修又は模様替えの工事費及び店舗開設後の土地、建物の賃借料に対し補助金を交付します。</p> <p>■補助金額 1. 店舗改修等工事費 補助率 店舗改修等工事費の1/2以内 限度額 100万円(勝山市以外に住所を有する者 50万円) 勝山市立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域、又は観光の産業化に資する商業施設の 出店については補助限度額の加算を行う (景観形成地区は、景観創出事業の対象経費を除いた工事費が対象)</p> <p>2. 賃貸料 補助率 1/2以内 限度額 月額5万円 補助対象期間 店舗開設の日が属する月の翌月から36カ月間</p> <p>※1. 2とも開業から3年以内に廃業した場合は全額または一部返還</p>	<p>■対象者 市内の空地又は空き家を活用して、サービスの提供等を行う商業施設を新規に出店し営もうとする者、又は新分野に進出し出店しようとする者 ※事前に商工会議所の創業塾等を受講し勝山商工会議所の推薦を得ることが必要。 ※事業計画の策定が必要</p> <p>■対象事業 店舗開設に係る費用 1. 店舗改修等工事費 店舗部分の新築、増築、改修、改修又は模様替えの工事費 ※勝山市歴史的まちなみ景観創出事業の補助対象となる外観整備を実施する場合は景観創出事業を併用するものとする。 2. 賃貸料 店舗部分の土地・建物の賃借料(年間支払額)</p>	

勝山市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
おもてなし商品開発等支援事業	<p>新たなお土産物の開発または既存の特産品の付加価値を高め商品化することにより、地域の商工業の発展、観光の産業化、更には雇用の創出を図ります。</p> <p>■補助金額</p> <p>1. 商品開発・販路開拓支援事業 補助率 補助対象経費の2/3以内 限度額 50万円</p> <p>2. 外部専門家等への経費 補助率 外部専門家等(中小企業診断士、デザイナー等)派遣にかかる経費の10/10以内 限度額 10万円</p>	<p>■対象者 市内の地場産品・特産物及び恐竜や平泉寺などの勝山の地域資源を活用し、商品の開発または既存の商品の付加価値を高めようと意欲をもって取り組む者</p> <p>■対象事業</p> <p>1. 商品開発・販路開拓支援事業 おもてなし商品の開発、改良、販売事業及び情報発信事業</p> <p>2. 外部専門家派遣事業 商品開発・販路開拓支援事業を進めるにあたり、外部専門家等の指導を受ける事業</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光・ふるさと創生課 (電話 0779-88-8105)</p>
勝山市企業振興助成金制度	<p>勝山市内で、要件を満たす工場を建設する場合、助成金を交付します。</p> <p>■補助率 (1)土地、家屋(空き工場含む)の取得については、対象経費の20%以内 (2)土地の造成費、償却資産の取得費及び空き工場等の改修費については対象経費の10%以内</p> <p>■補助限度額 1回あたり1億円(総限度額10億円)</p> <p>■加算措置 雇用促進助成金:工場建設等により、市内在住者又は、市内に移住した他業者からの転籍者を雇用し、純増した場合 50万円/人</p>	<p>■交付要件 投下固定資産5,000万円以上(雇用要件なし)</p> <p>■助成金対象経費 工場等の建設等または空き工場等の取得に伴う投下固定資産の合計額 (1)土地の取得費 (2)事業所等家屋の建設費または取得費 (3)土地の造成費 (4)償却資産の取得費及び設置費 (5)空き工場等の取得(賃借費は対象外)及び家屋の改修に要した経費</p> <p>■対象事業者 ○市内既存企業 ○新創業企業 ○誘致企業</p> <p>■対象業種 「製造業」、「情報サービス業」、「学術・開発研究機関」など。 ただし、別途要件がありますので、詳細はお問い合わせください。</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工文化課 (電話 0779-88-8105)</p>
おもてなし宿泊施設活性化促進事業	<p>宿泊施設を改修しようとする事業主に対し、改修にかかる費用の一部を補助することにより宿泊施設を活性化させ、市内宿泊者数の増加を目指す。</p> <p>●施設改修等工事費補助 補助対象経費の2/3以内 限度額300万円 ※過去5年間に同様の改修補助を受けている事業者は除く</p>	<p>■補助対象者 市内の小規模宿泊事業者 ※おもてなし事業計画を策定し、施設改修のほかソフト事業についても実施していくことが必要</p>	
勝山市インキュベート施設事業	<p>これから市内で開業しようとする方に、活動の場として勝山市市民交流センター内にあるインキュベート施設を低料金で提供します。</p>	<p>■対象者 これから市内で情報関連産業や専門・技術サービス業等を創業する、若しくは創業後3年以内の中小企業者又は個人主 ※事業活動の本拠を当該施設に置くこと ※空室がある場合のみ募集しています。</p> <p>■所在地 勝山市片瀬町1丁目402 勝山市市民交流センター3階</p>	<p>【お問合せ】 勝山市 商工文化課 (電話 0779-88-8105)</p>

鯖江市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
開業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ①市内で2ヶ月以内に開業しようとする個人または法人で、開業に向けた具体的計画を有する者。または市内で開業して1年未満の個人または法人。 ②福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営もうとしている者、または営んでいる者 ③償還能力を有すること。 ④市税を完納していること。 ⑤行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実に認められること。 ⑥開業しようとする個人または法人は、融資申請額と同額以上の自己資金を有していること。 	運転・設備資金 1,000万円 ※同一年度内の融資限度額 1,000万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.0% ■5年超7年以内 1.5% 	—	—	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (うち据置1年以内)	均等月賦償還	取扱金融機関の定めによる	【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工観光課 商工観光グループ (電話0778-53-2229) 【融資相談：取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫
中小企業振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有し、市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であること。 ②福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営む者であること。 ③償還能力を有すること。 ④市税を完納していること。 ⑤行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実に認められること。 	運転資金 2,000万円以内 設備資金 3,000万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.0% ■5年超7年以内 1.5% ■7年超10年以内 1.9% 	融資実行日から1年間に限り、融資額のうち500万円を限度に貸出利率の1%相当額の利子を補給します。(100円未満切捨て)	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入された場合、保証料の1/2相当額(円未満切捨)を補給します。 ※融資申込時に福井県信用保証協会へ委任状(原本)を提出すること。 要件を満たす中小企業者が、鯖江市中小企業振興資金を利用された場合、信用保証料が全額補給される場合があります。	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (うち据置1年以内)			
小規模企業者特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有し、市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者であること。 ②中小企業信用保険法第2条第3項で定める小規模企業者であること。 ③福井県信用保証協会の保証を付すること。 ④償還能力を有すること。 ⑤市税を完納していること。 ⑥行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実に認められること。 	運転・設備資金 2,000万円 ※信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で、2,000万円の範囲内	福井県中小企業育成資金(小口)の利率に準じる	融資実行日から3年間に限り、融資額のうち500万円を限度に貸出利率の1%相当額の利子を補給します。(100円未満切捨て)	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入した場合、保証料全額を補給します。 ※融資申込時に信用保証料補給金要件認定書を福井県信用保証協会へ委任状(原本)とともに提出すること。 (注)最近3ヶ月の営業利益が前年同期に比して5%以上減少、または直近決算時の営業利益が前年決算期に比して5%以上減少していること。	7年以内 (うち据置6か月以内)			
企業立地促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に主たる事業所を有していること、または市内で新たに事業を開始することが確実な中小企業者であること。 ②市内に1年以上所在地を有していること。ただし、市外からの移転の場合はこの限りでない。 ③製造業、ソフトウェア業、試験研究所、道路貨物輸送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、情報通信技術利用業またはインターネット付随サービス業を営む市内中小企業者であること ④償還能力を有すること。 ⑤市税を完納していること。 ⑥行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実に認められること。 	1億円以内 ※ただし、工場等の建設に要する経費、または用地の取得および製造に要する経費の80%以内	1.5%	—	—	10年以内(うち据置1年以内)			

鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
経営力向上補助金	市内企業が取り組む販路拡大事業や人材育成事業、生産性向上事業に対して経費の一部を助成 ■補助率 3/4以内 ■補助金額 年度内1企業30万円以内	■対象者 市内法人または個人事業主であり、製造業または卸売業を営むもの	【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工観光課 商工観光グループ (電話 0778-53-2231) (電話 0778-53-2229)
ITを活用した人材確保事業補助金	人材マッチングサイト等により副業人材のスキルを活用しマーケティングや販売促進、商品企画、経営企画を行う事業に対して経費の一部を助成 ■補助率 4/5以内 ■補助金額 年度内1企業30万円以内	■対象者 市内法人または個人事業主であり、製造業または卸売業を営むもの	
ものづくり・IT起業、創業促進支援事業奨励金	市内で起業・創業された企業に対し奨励金を交付 ■給付金額 10万円	■対象者 新たに市内で起業・創業した製造業またはソフトウェア業を行う企業(法人に限る)	
創業スタートアップ支援事業補助金	市内で起業する市民を対象に創業に要した初期投資(設備投資)経費の一部を助成 ■補助率 2/3以内 ■補助金額 30万円以内	■対象者 市内で創業する市内事業者等であり、かつ金融機関からの借入をしている特定創業支援事業受講認定者(創業塾受講者等)	
企業立地促進助成金	鯖江市における事業者の育成と企業の立地促進を図るため、事業者が特定地域内に工場等を建設した場合に助成金を交付 ※なお、この助成金の適用を受けるためには、用地取得(着工)前に「適用申請」が必要です。事業着手前、商工観光課にご相談ください。	企業立地促進助成金は用地取得、工場等建設促進、環境整備、雇用促進奨励、借地借家助成金、空き家工場活用の6種 それぞれの補助率、対象者などはホームページ参照 【参考】 https://www.city.sabae.fukui.jp/kanko_sangyo/kigyoshien/kigyoyuchi/seido/sokushinjoseikin.html	
脱炭素社会への転換支援事業補助金	脱炭素社会への転換に取り組む事業者に対して調査費用の一部を支援 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業30万円以内	■対象者 市内の法人または個人事業主で製造業または卸売業を営む者	
眼鏡・繊維・漆器産直ショップ開設促進事業補助金	市内の眼鏡・繊維・漆器製造業者または卸売業者が、自社製品を含む産地製品(鯖江製品)を消費者に直接販売するために市内に新たに店舗を開設する際に要する経費の一部を助成 ただし次の要件に該当する必要があります ①鯖江製品のみを販売する店舗 ②産地のイメージアップにつながる産業要素を織り込んでいる店舗 ■補助金額および補助率 1件につき2年間で250万円限度 (1年目 200万円(対象経費の2/3)) ※対象経費の合計が50万円以上の場合に限る (2年目 50万円(対象経費の1/2)) ※対象経費の合計が10万円以上の場合に限る	■対象者 市内の眼鏡・繊維・漆器製造業者または卸売業者	

鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
売れるパッケージ開発支援補助金	<p>インスタ等のSNS映えするようなデザインのパッケージ開発を支援</p> <p>■補助率 1/2以内</p> <p>■補助金額 10万円以内</p>	<p>■対象者 鯖江市内に主たる事業所を有する事業者等であり、かつ、卸売業または小売業を営む者</p>	<p>【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工観光課 商工観光グループ (電話 0778-53-2231) (電話 0778-53-2229)</p>
ふるさと鯖江自慢の逸品支援事業補助金	<p>鯖江市における事業者の育成と企業の立地促進を図るため、事業者が特定地域内に工場等を建設した場合に助成金を交付</p> <p>※なお、この助成金の適用を受けるためには、用地取得(着工)前に「適用申請」が必要です。事業着手前に、商工観光課にご相談ください。</p>	<p>■対象者 鯖江市内に主たる事業所を有する事業者等であり、かつ、飲食サービス業、食料品製造業、菓子・パン小売業または料理品小売業を営む者</p>	
知的財産権等取得補助金	<p>特許・実用新案権の取得、意匠・商品登録にかかる経費の一部を助成</p> <p>■補助率 1/2</p> <p>■補助限度額 特許・実用新案権の取得 10万円 意匠・商標登録 5万円 (年度内1者につきいずれか1つ)</p>	<p>■対象者 市内に主たる事業所を有する事業者等で、かつ、製造加工業を営む者または2者以上の市内中小企業で構成するグループ</p>	
産地リーダー企業販路開拓支援事業補助金	<p>国内外で開催される国際見本市等への出展にかかる経費の一部を助成</p> <p>■補助率 2/3以内</p> <p>■補助限度額 250万円</p>	<p>■対象者 「メディカル」や「ウェアラブル端末」等の成長分野で、かつ地域への波及効果が見込まれる事業に取り組む市内に本社を有する企業</p>	
チャレンジ企業応援補助金	<p>新製品・新技術の開発や新事業創出・業種転換、AI・IoT等導入にかかる経費の一部を助成</p> <p>■補助率 3/4以内</p> <p>■補助限度額 200万円</p> <p>※対象経費の合計が140万円以上の場合に限る</p>	<p>■対象者 市内に主たる事業所を有する事業者等で、かつ、製造加工業を営む者または2者以上の市内中小企業で構成するグループ</p>	

鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
多様な働き方導入推進事業補助金	在宅勤務(テレワーク)の時短勤務に加え、社員が働き続けやすい環境整備の一部を助成 ■補助率 2/3以内 ■補助限度額 20万円	■対象者 就業規則を作成、更新する市内事業者等	【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工観光課 商工観光グループ (電話 0778-53-2231) (電話 0778-53-2229)
鯖江市育児休業業務代替支援助成金	市内の事業所で育児休業の代替要員を雇用、または代替要員を雇用せずに周囲の社員で業務をカバーした事業主に対して助成金を交付 ■助成額 育児休業取得者1人につき15万円	■対象者 育児休業の代替要員を雇用し、国の「両立支援助成金(育児休業等支援コース(業務代替支援))」の支給決定を受けた市内の中小企業事業主	
鯖江市男性育児休業取得促進支援助成金	男性社員に育児休業を取得させた事業主に対して助成金を交付 ■助成額 育児休業者1人につき15万円	■対象者 育児休業の代替要員を雇用し、国の「両立支援等助成金(出生時両立支援コース)」の支給決定を受けた市内の中小企業事業主	
育児短時間勤務支援事業助成金	就業規則で制度化してある育児短時間勤務制度の利用を希望した従業員に、連続して1ヶ月以上制度を利用させた事業主に対して助成金を交付 ■助成額 1事業所あたり10万円(年度1回限り)	■対象者 鯖江市内の企業で従業員に制度を利用させた中小企業事業主(労働者数100人以下)	
介護短時間勤務等支援事業助成金	就業規則で制度化してある介護短時間勤務(介護休業)制度の利用を希望した従業員に、連続して2週間以上制度を利用させた事業主に対して助成金を交付 ■助成額 1事業所あたり10万円(年度1回限り)	■対象者 鯖江市内の企業で従業員に制度を利用させた中小企業事業主(労働者数300人以下)	

あわら市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金 (一般資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ■中小企業者であること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 1,000万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円 	1.40% (保証付 1.10%) ※利率変動あり	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額 ■補給金額 支払利子の1/2相当額または年利1%相当額のいずれか少ない額 ■補給期間 融資期間 	—	運転: 7年以内 設備: 7年以内 設備及び開業資金における設備のみ据置6ヶ月以内を含む	金融機関の定めによる	取扱金融機関の定めによる	【問合せ・申込先】 市内金融機関 【問合せ】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p002521.html
中小企業振興資金 (開業資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■市内に住所を有し、市内における創業計画があること、または市内において事業を開始して1年を経過していないこと。 ■中小企業者であること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 1,000万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円 	1.10% (保証付 0.80%) ※利率変動あり	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額、ただし上限500万円 ■補給金額 支払利子の全額または年利1.2%相当額のいずれか少ない額 ■補給期間 融資実行日から5年以内 ■期間 令和7年3月31日までに申請したものに限り 	—	運転: 5年以内 設備: 7年以内 設備及び開業資金における設備のみ据置6ヶ月以内を含む	金融機関の定めによる	取扱金融機関の定めによる	
【㈱日本政策金融公庫】 小規模事業者経営改善資金 (マル経資金)	(利子補給対象者) <ul style="list-style-type: none"> ■商工会の経営指導を受けている小規模事業者であること。 ■㈱日本政策金融公庫において小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の融資を受けていること。 ■市内において事業を営んでいること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 ■過去にマル経資金で利子補給を受けていた者は、その交付対象期間終了後から2年を経過していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 2,000万円 ■設備 2,000万円 	1.23% ※利率変動あり	年利1%相当額 ただし他の利子補給を利用することで1%未満になる場合はその利率に相当する額	—	運転: 7年以内(据置期間1年以内) 設備: 10年以内(据置期間2年以内)	㈱日本政策金融公庫の定めによる	—	【問合せ・申込先】 あわら市商工会 (電話) 0776-73-0248 (HP) http://www.shoko-awaracity.or.jp/ 【問合せ(利子補給)】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p004729.html
【㈱日本政策金融公庫】 創業関連資金	(利子補給対象者) <ul style="list-style-type: none"> ■㈱日本政策金融公庫において創業に関する資金の融資を受けていること。 ■市内に住所を有し、市内における創業計画があること、または市内において事業を開始して1年を経過していないこと。 ■中小企業者であること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 	㈱日本政策金融公庫の定めによる	㈱日本政策金融公庫の定めによる	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額、ただし上限500万円 ■補給金額 支払利子の全額または年利1.2%相当額のいずれか少ない額 ■補給期間 融資実行日から5年以内 ■期間 令和7年3月31日までに申請したものに限り 	—	㈱日本政策金融公庫の定めによる	㈱日本政策金融公庫の定めによる	㈱日本政策金融公庫の定めによる	【問合せ・申込先】 ㈱日本政策金融公庫福井支店 国民生活事業 (電話) 0776-33-1755 (HP) https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyom.html 【問合せ(利子補給)】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p007730.html

あわら市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地助成制度	魅力ある産業立地環境を整え、市内の産業の振興および雇用の機会を拡大を図ることを目的とした助成制度を用意しています。	【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p001037.html	
勤労者定住促進事業補助金	市外から転入した社員に借家等を貸し付けて雇用する市内企業を助成します。 ■助成額 10,000円/月/1世帯 ■助成限度期間 36月以内	■補助対象となる企業 ・市内で操業している企業(営利を目的とする事業を継続的に営む法人又は個人をいう。)であること。 ・市内で借家等を賃借し、社員に有償又は無償で貸し付けていること。 ・市税等を滞納していないこと。 ■補助対象となる社員(交付算定対象者) ・他の市町村から転入し、本市の住民基本台帳に記録されていること。又は、外国人登録原票に永住者若しくは特別永住者の在留資格を持って登録されていること。 ・転入の日において企業に雇用されていること。又は、転入の日から1月以内に企業に雇用されていること。 ・雇用保険法に規定する被保険者として届出されていること。 ・市税等を滞納していないこと。 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/koyouroudou/p001367.html	
企業立地に係る固定資産税の課税の特例	地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等)を活かした先進的な事業について、特定地域以外の地域で工場等の新・増設を行い、一定の要件を満たす企業に対して、新たに課す固定資産税を課税初年度から起算して3年間免除します	■対象要件 承認地域経済牽引事業のうち主務大臣の確認を受けたもの ■取得価額要件 農林漁業及びその関連業種 5,000万円 それ以外の業種 1億円	【問合せ・申込先】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030
求人・求職者マッチング促進事業補助金 (インターンシップ応援補助金)	インターンシップ(就業体験)の機会を創出する市内企業や県外からのインターンシップ参加者の交通費の一部を補助します。 1.インターンシップ受け入れ企業への助成(受入補助金) ■助成額 1事業者につき1日1万円、上限年間3万円。 2.インターンシップ参加者への助成(参加補助金) ■助成額 インターンシップに要する交通費の片道に相当する額。上限2万円。 参加者の県外居住地の最寄りのJR駅からJR芦原温泉駅までの乗車券及び自由席特急券相当の額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)。	1.インターンシップ受け入れ企業への助成 ■対象 高校生以上のインターンシップを受け入れた市内企業 2.インターンシップ参加者への助成 ■対象 市内企業のインターンシップに参加する県外からの参加者 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/syuusyoku/p006588.html	
スモール・ビジネス支援事業補助金 (創業支援補助金)	市内で新たに創業する人や第二創業を行う人に対して、創業に要する経費の一部を助成します。 ■補助率 補助対象経費の1/2以内 ■補助限度額 【空き家や空き店舗を利用する場合】150万円 【その他】100万円	■対象経費 人件費、外装工事・内装工事費、備品購入費、リース費、広告宣伝費、法人設立に係る経費等 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0401/p006589.html	【問合せ・申込先】 あわら市商工会 (電話) 0776-73-0248 【問合せ】 あわら市 経済産業部商工労働課 (電話) 0776-73-8030 あわら市商工会を経由して市へお申し込みいただけます。 創業や空き店舗での出店を考えている人は、まずは、あわら市商工会へご相談ください。

あわら市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>食品加工施設等整備支援事業補助金</p>	<p>北陸新幹線芦原温泉駅開業に向け、地域の食材等を活かした新商品開発を行い、あわら市の特産品としてブランド化を進める人に、その費用の一部を補助します。</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/3以内</p> <p>■補助限度額 500万円(補助対象経費の額が3,000万円を超える場合は1,000万円)</p>	<p>■補助対象者 次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 市内に事業所を有する中小企業者または事業の完了する日までに市内に事業所を有することを予定している中小企業者 (みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者を除く。) (2) 複数の上記の中小企業者で構成されるグループ (例: 商業者+商業者、農業者+商業者、農業者+工業者)</p> <p>■補助対象事業 地域の食材等を活用した新商品の開発および製造を行い、あわら市の特産品としてブランド化を進める事業として、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 新商品の開発に必要な加工施設や機械等の整備を行うこと。 (2) 開発する新商品の主な原材料が、地域の食材等であること。 (3) 開発する新商品が市内で販売され、既存または競合する商品と比較して市の特色を活かして差別化が図られているなど市をPRする新商品であること。 (4) 開発する新商品を複数年にわたり継続的に製造および販売する計画があるなど将来性のある事業であること。 (5) 新たな付加価値を生み出し地域経済への波及効果を及ぼすなど公益の増進に寄与する事業であること。</p> <p>■補助対象経費 ・加工施設・機械等整備に要する費用(土地代を除く。)【必須】 ・加工品開発に要する費用【任意】 ・販売施設・機械等整備に要する費用(土地代を除く。)【任意】 ・提供施設・機械等整備に要する費用(土地代を除く。)【任意】</p> <p>【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0401/p011136.html</p>	

越前市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業等伴走型資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の場合：越前市内で1年以上継続して事業を営んでいる方 ■小規模企業者の場合：越前市内で事業を営む方（事業承継される予定の者を含む。）又は3ヵ月以内に事業開始予定の方 ■福井県信用保証協会が定める保証対象業種であること ■市税を完納していること ■市内の事業所における資金に充てるものであること ■許認可等を要する業種の場合、既に許認可等を受けていること <p>※小規模企業者：中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあっては5人）以下の会社又は個人事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 2,000万円 ■設備、併用 3,000万円 （併用の場合、うち運転1,000万円以内） 	2%	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 融資を受けている事業者 ■補給金額 （一般補給の場合） 運転：2年間1.3% 設備：3年間1.3% （優遇補給の場合） 運転：3年間1.5% 設備：5年間1.5% <p>※優遇補給・・・融資を受ける方のうち、市が指定する特定の対象に該当する方は、一般補給と比べ交付年数及び補給率を優遇して補給します。※詳しくはお問い合わせください。 （例）越前市 持続的発展生産設備増設等事業補助金 指定企業、女性創業者、など</p>	—	運転：5年以内 設備、併用：10年以内 （据置期間6ヶ月以内）	元金均等 割賦償還	取扱金融機関の 定めによる。 ただし、信用保 証協会の保証付 融資を除く。	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 （電話 0778-22-3047）</p> <p>【融資相談：取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫 北國銀行</p>
小規模企業者支援 特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ■常時使用する従業員が20人（商業、サービス業は5人）以下の小規模企業者で、越前市内で一年以上事業を営んでいるもの ■福井県信用保証協会が定める保証対象業種であること ■市税を完納していること ■市内の事業所における資金に充てるものであること ■許認可等を要する業種の場合、既に許認可等を受けていること 	2,000万円以内 （既存の保証協会の保証付き融資残高を含む）	福井県中 小企業育 成資金（小 口）の利率 に準じる	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 融資を受けている事業者 ■補給金額 融資を受けた日から1年以内に支払った利子の全額を補給（運転・設備ともに） 	—	7年以内 （据置期間 6ヶ月以内）	元金均等 割賦償還	福井県信用保証 協会の定めによる	
【利子補給】 小規模事業者経営改善 資金（マル経資金）の利子 補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ■小規模事業者経営改善資金（マル経資金）融資を受けている小規模事業者 ■市税を完納していること 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ■補給金額 運転資金の融資を受けた日から1年以内に支払った利子の一部、又は設備資金の融資を受けた日から2年以内に支払った利子の一部を補給 	—	—	—	—	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 （電話 0778-22-3047）</p> <p>【融資相談】 武生商工会議所 越前市商工会</p>
【利子補給】 女性、若者/シニア起業 家資金（日本政策金融公 庫）の利子補給制度	<p>【女性等創業支援資金利子補給制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■上記の対象融資をご利用いただいた方で、市内で創業している（市内で創業を予定しているものを含む）女性、または創業（予定）時において、55歳以上の男性 ■市税を完納していること 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ■補給金額 融資を受けた日から2年以内に支払った利子の全額を補給（運転資金・設備資金ともに/累計20万円まで） 	—	—	—	—	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 （電話 0778-22-3047）</p> <p>【融資相談】 日本政策金融公庫 武生支店</p>
【利子補給】 中小企業経営力強化資 金（日本政策金融公庫） の利子補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ■県の制度融資「新型コロナウイルス感染症伴走支援資金」を利用している市内事業者 ■市税を完納していること 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ■補給金額 運転資金の融資を受けた日から1年以内に支払った利子全額 	—	—	—	—	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 （電話 0778-22-3047）</p> <p>【融資相談】 福井県産業政策課</p>

越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>越前市展示会等出展支援事業補助金</p> <p>* 募集期間有り (R4.12.28まで)</p>	<p>市内の中小企業者等が、販路拡大のため、県外の展示会やオンライン展示会等出展に係る経費を補助します。また、女性創業者又は女性創業者3名以上を含むグループが市内内外の展示会・販売会へチャレンジ出展する経費を補助します。</p> <p>■補助金の額</p> <p>①展示会等出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 対象経費の1/2以内 ・補助額上限: <ul style="list-style-type: none"> 出展1年度目: 上限20万円 出展2年度目: 上限30万円 出展3年度目: 上限40万円 ※同一年度内に2つ以上又は国外の展示会等に出席する場合は、上限額に10万円加算 ※小規模企業者に該当する場合、出展6年度目まで補助期間延長 (4~6年度目上限額: 40万円) ※海外の展示会等出展分は、出展6年度目まで補助期間延長 (4~6年度目上限額: 50万円) <p>②女性創業者チャレンジ出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 対象経費の2/3以内 ・補助額上限: 個人申請 3万円、グループ申請 5万円 ・出展年度数上限: 6年度目まで 	<p>■対象要件</p> <p>①展示会等出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業【リアル】: 県外(国外を含む)で開催され、1回の出展につき、小間料又は出展料と展示装飾費の合計が税抜20万円以上(小規模企業者に限り10万円以上)の展示会への出展 <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、即売会・物産展等販売を主目的とするものを除く ・対象事業【オンライン】: 1回あたりの出展料・機器レンタル費の合計が5万円以上のオンライン展示会への出展 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者: 下記区分のA、イ、ウ ・対象経費: 出展・小間料/展示装飾費/展示会等の会場配布用パンフレット等作成費/展示会等に係る案内状の購入又は作成及び発送費/通訳料/展示物等送料(海外出展のみ)/機器レンタル費(オンライン展示会出展のみ) <ul style="list-style-type: none"> ※小規模企業者は旅費・宿泊費(1名分)を経費に加えることができる。 ・申請回数: 1回/年度 ②女性創業者チャレンジ出展 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業: 越前市内外で開催される、1回の出展につき、小間料又は出展料と展示装飾費の合計が税抜5,000円以上(グループ: 税抜1万円以上)の展示会・販売会への出展 ・対象者: 下記区分のウ ・対象経費: 出展・小間料、展示装飾費、展示会等の会場配布用パンフレット等作成費/展示会等に係る案内状の購入又は作成及び発送費 ・申請回数: 2回/年度 <p>■対象者区分</p> <p>(ア)越前市内に住所を有する中小企業者又は小規模企業者 (イ)市の伝統産業(和紙、打刃物、指物)に携わる中小企業団体 又は3者以上で構成する団体 (ウ)女性創業者(市内で創業または創業予定の女性)又は女性創業者3名以上を含むグループ</p>	<p>【お問合せ】</p> <p>越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)</p>
<p>越前市新事業チャレンジ支援補助金</p> <p>※一部審査会(募集期間)有り</p>	<p>市内の中小企業者等が新規性のある事業の創業及び新分野への進出等の新事業の創出を目指して行う活動及び特許などの知的財産権取得活動に対して、補助金を交付します。</p> <p>■補助金の額</p> <p>対象経費の1/2以内で次に定める額を上限とし、予算の範囲内で交付します。 ※研究開発事業において、外部機関と連携して行う共同事業の場合、補助率は対象経費の2/3以内となります。</p> <p>(1)一般部門 ※審査会あり 研究開発事業 : 250万円、販売促進事業 : 100万円</p> <p>(2)知的財産権取得部門 ※随時受付 特許・実用新案 10万円、意匠・商標 5万円</p>	<p>■対象要件</p> <p>(1)一般部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者: <ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所を有し事業活動を行う常時使用する従業員が100人以下の中小企業者、中小企業団体、及び個人事業者又は市内で新事業を創出しようとする常時使用する従業員が100人以下の中小企業者、及び個人事業者(大学や研究機関、認定支援機関等から指導、助言を受けることを条件とする。) ・対象事業 <ul style="list-style-type: none"> A) 研究開発事業 B) 販売促進事業 ・対象経費 <ul style="list-style-type: none"> 専門家指導受入費、委託費、原材料費、市場調査費、試験費、展示会等出展費、販売促進費、事務費など <p>(2)知的財産権取得部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者: 市内に事業所を有し事業活動を行う中小企業者、中小企業団体、及び個人事業者、又は市内で新事業を創出しようとする中小企業者、及び個人事業者 ・対象事業: 経費: 特許、実用新案、意匠及び商標の知的財産権の取得(登録・出願)に取り組む事業及びそれに係る経費 <p>※経費によっては補助対象とならない場合がありますので、詳しくはお問合せください。</p>	<p>【お問合せ】</p> <p>越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)</p>
<p>ビジネスマッチングサイト「えちぜんモノづくりNET」</p>	<p>市内中小製造業者の持つ技術、商品が300社以上登録された「えちぜんモノづくりNET」を運営しています。また、同サイト内で製品技術募集情報を掲載しています。ビジネスマッチングにお役立てください。</p>	<p>市内中小製造業者を登録</p>	<p>【お問合せ】</p> <p>越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 武生商工会議所 (電話 0778-23-2020) 越前市商工会 (電話 0778-43-0877)</p>
<p>越前市PR応援商品 登録制度</p>	<p>市が指定するロゴマークを使用し、越前市をPRする商品を登録する制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録した商品は、ウェブサイト「えちぜんモノづくりNET」で紹介します。 ・商品のパッケージ等にロゴマークを表示するための補助として、シール配布や製版・改版費用の一部を補助します(製版・改版費用の2/3)。 ・登録商品を展示会等に出席する場合、展示会等出展支援事業補助金の補助金額を5万円加算します。 	<p>①市内の事業者が市内で生産、製造している商品 ②市外の事業者が生産、製造する商品のうち越前市とゆかりあるいは歴史的つながりを有し、市内で生産される原材料を使用する商品。</p>	<p>【お問合せ】</p> <p>越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)</p>

越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
重点エリア商業活性化補助金	市が指定する重点エリア内(※まちなかエリアの一部)で、店舗を新築又は改修する場合に経費の一部を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ■対象経費 内外装、厨房、給排水・衛生設備など ※ただし、補助対象経費に占める外観改修費が4分の1以上あること。 ■主な補助要件(詳しくは問い合わせてください) (1)原則として、飲食料点小売業等、飲食業又は宿泊業を営む店舗。 (2)県内外からの観光客をもてなす新たな取り組みを行うこと。 など ■補助率:対象経費の1/2以内(ただし、補助対象金額が200万円未満の場合は対象になりません。) ■限度額:200万円 	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 観光誘客課 (電話 0778-25-6802)</p>
まちなか出店・改装促進支援事業助成金	市が指定するまちなかエリアで店舗等を開設、改装する場合に経費の一部を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ■対象経費 内外装、厨房、給排水・衛生設備など ■主な補助要件(詳しくは問い合わせてください) 週32時間以上、有人で営業、など ■補助額 75万円(ただし、補助対象金額が150万円未満の場合は対象になりません。) 	<p>【お問合せ】 まちづくり武生株式会社 (電話 0778-25-6802)</p>
頑張る商業者イベント賑わい創出支援事業補助金	新型コロナの影響を払拭する取組みとして、市内商業施設等や小売業者等が連携して実施するイベントを支援し、売上拡大につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ■対象経費 イベント委託料、会場設営費や景品代、広告宣伝費、感染対策など ※景品代は事業費全体の2分の1以下とする (詳しくはお問い合わせください) ■主な補助要件 市内の商店街又は同業者からなるグループで、1グループは5つ以上の事業者で構成するものに限る。 イベント等を実施する際は、ウォークアブルなまちづくりや子育て支援など次の市が推進する事業等と連携する企画を盛り込むこと。 ■補助率 補助対象経費の3/4以内 ■限度額 100万円 	<p>【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047)</p>

坂井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業者等 振興資金 (一般資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1年以上継続して事業を行っている中小企業者 ■ 個人の場合は、坂井市内に住所を有していること。 ■ 法人の場合は、坂井市内に事業所を有していること。 ■ 信用保証協会の保証対象業種であること。 ■ 市税を完納していること。 ■ 過去に不渡り停止処分を受けていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運転 2,000万円 ■ 設備 3,000万円 	1.4% 1.1% (保証付) 最新の利率は、坂井市ホームページにて。			運転: 7年以内 据置: 12ヶ月を含む 設備: 10年以内 据置: 6ヶ月を含む			【お問合せ】 坂井市 産業政策部 商工労政課 (電話 0776-50-3153) 【申込: 取扱金融機関】 下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫
中小企業者等 振興資金 (開業資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たに事業を開始しようとする方 ■ 創業後1年未満の中小企業者 ■ 個人の開業の場合は、坂井市内に住所を有していること。 ■ 法人の開業の場合は、坂井市内に事業所を有しようとしていること。 ■ 信用保証協会の保証対象業種であること。 ■ 市税を完納していること。 ■ 過去に不渡り停止処分を受けていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運転・設備 併用 1,500万円 	1.0% 原則保証付 最新の利率は、坂井市ホームページにて。	—	平成29年4月1日より信用保証協会の保証を受けた方に、保証料率0.6%相当分を補給	7年以内 据置: 1年を含む	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の定めによる	
中小企業者等 振興資金 (借換資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1年以上継続して事業を行っている中小企業者 ■ 個人の場合は、坂井市内に住所を有していること。 ■ 法人の場合は、坂井市内に事業所を有していること。 ■ 信用保証協会の保証対象業種であること。 ■ 借換えにより毎月の返済額が元の返済額を超えないこと ■ 市税を完納していること。 ■ 過去に不渡り停止処分を受けていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運転・設備 併用 2,000万円 	5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 2.0% 原則保証付 最新の利率は、坂井市ホームページにて。			10年以内 据置: 1年を含む			

坂井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
坂井市企業キャリア支援事業	<p>市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用に転換した場合や育児休業取得者を原職に復帰させた事業者に対して支援します。</p> <p>○非正規雇用労働者を正規雇用に転換 支給額 支給対象者一人当たり 20万円 加算額 就職氷河期世代(昭和45年4月2日から昭和60年4月1日生まれ)の場合 10万円 支給対象者が母子・父子家庭の母・父の場合 5万円</p> <p>○育児休業取得者を原職に復帰 支給額 支給対象者一人当たり 10万円</p>	<p>国の助成制度で認定された市内の事業所等で、対象となる労働者は市内に居住していること。また市税を完納している事業所等であること。 ただし、対象労働者の合計人数は年度あたり1事業所5人までとする。</p>	<p>【お問合せ】 坂井市 産業政策部 商工労政課 (電話 0776-50-3153)</p>
坂井市中小企業人材育成支援事業	<p>市内の中小企業に勤務する従業員の方の資質向上のため、人材育成研修に係る費用に対して、市が費用の一部を助成します。 市内の中小企業者の従業員に対して、人材育成機関である国・県・(公財)ふくい産業支援センター等市が認めた公的機関で開催する講座の受講料やテキスト代に係る経費(資格取得に係る経費は除く)、もしくは、市内の中小企業者が人材育成機関に委託した企業内研修に係る経費を対象とする。 補助率 補助対象経費の1/2以内 助成額 1人1万円以上(税抜き)の受講料や資料代で、1事業所年間10万円以内</p>	<p>坂井市中小企業振興基本条例第2条第1号に規定する中小企業者で、市税を完納していること。なお、他の公的機関から同種の補助金を受けていないこと。</p>	
坂井市中小企業振興支援事業	<p>市内の中小企業者が、販路開拓やものづくりの推進に取り組む事業で、市が認めた経費に対して費用の一部を助成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 知的財産権等取得活動事業 特許、実用新案、意匠、商標登録の産業財産権を取得した場合に要する経費 (出願料、特許料・登録料、弁理士等への出願委託料など) 産学官連携促進支援事業 大学や公的研究機関との共同研究で連携した事業に要する経費 (委託費、施設使用料など) 販路開拓事業 国外や県外で行う展示会出展等に要する経費 (出展料、旅費、装飾などの委託料など) 新商品開発事業 新商品開発に関する外注委託費、宣伝広告費に要する経費 先進地視察事業 繊維製造業者が県外または海外への視察を行うために要する経費で、旅費とする <p>補助率 補助対象経費(税抜き)の1/2以内(先進地視察事業は1/4以内) * 国・県等より同種の補助金を受けた場合で、市の補助との併用が認められているものは、補助対象経費の1/6以内とする 助成額 年間1補助事業者につき、20万円以内とするが、国外で販路開拓を行う場合、または繊維製造業者の場合は30万円以内。 ただし、中小企業者が連携して実施する場合、20万円に連携した事業所数を乗じた額以内とするが、上限を50万円とする。国外で販路開拓を行う場合、30万円に連携した事業所数を乗じた額以内とするが、上限をは75万円とする。 繊維製造業者間で連携する場合は、30万円に連携する事業者数を乗じた額とするが、100万円を上限とする。</p>	<p>坂井市中小企業振興基本条例第2条第1号に規定する中小企業者、またはそれらで構成するグループで、市税を完納している事業者であること。</p>	
坂井市空家活用ビジネス支援事業	<p>既存施設の有効活用を図るため、空家及び空店舗を活用して事業を実施する場合に、市が認めた補助対象経費の一部を助成いたします。</p> <p>助成対象経費 市内の一戸建ての空家や空店舗を活用した事業に要する経費 ・補助対象経費の工事費は、市が認めた店舗・事業所の増改築工事費で、市内の建設業者が施工した工事であること ・家賃については、開業月から開業後の6か月間の月額家賃</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/2以内(千円未満切捨て)</p> <p>■助成限度額 工事費については、市が認めた店舗・事業所の増改築工事費で、50万円以内 家賃については、開業月から開業後の6か月間の月額家賃で、20万円以内</p>	<p>助成対象者 ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者またはそれらで構成するグループで、市の認定を受けた団体 ・市税の滞納がないこと ・事業内容については、福井県信用保証協会の保証対象業種であること ・空家を活用して6か月以上営業を継続する意思のあること ・坂井市商工会新規創業支援事業の補助金を併用して受けていないこと ・事業開始前に事業計画書を提出していること ・補助事業者が直接、事業又は営業に携わること ・空家等の所有者(団体においては代表者)と同一世帯若しくは生計を一にする者又は3親等以内の親族でないこと</p>	

坂井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
坂井市商店街等振興事業	<p>1 商店街環境整備事業 アーケード、カラー舗装、花壇、噴水、駐車場、駐輪場、コミュニティ施設及びファースドの改装等 補助率 補助対象経費の1/2以内(事業費20万円以上) 助成額 100万円以内</p> <p>2 商店街活性化事業 共同宣伝、売り出し事業、ポイントカード導入事業、空き店舗を活用した事業、ホームページ開設事業、研修会開催、各種調査事業 補助率 補助対象経費の1/3以内 助成額 50万円以内</p>	商店街振興組合法に規定する商店街振興組合及び商店街において5店舗以上で組織する市が認めた任意団体及び丸岡町TMOが実施する事業であること。	【お問合せ】 坂井市 産業政策部 商工労政課 (電話 0776-50-3153)
坂井市企業UJターン者人材確保支援事業	<p>市内企業のUJターン求職者の雇用促進を目的とし、市が都市部等で行うUJターン求職者向け就職説明会等に係る市内事業者説明担当者2名分の旅費に対して支援します。</p> <p>■補助率 補助対象経費の1/2以内(円未満切捨て)</p> <p>■助成限度額 1事業者につき年間7万円</p>	市内に事業所を有する企業(個人にあっては、住所及び事業所を有すること)で、市税を完納していること。なお、他の公的機関から同種の補助金等を受けていないこと。	
空き工場、店舗等情報提供サービス	空き工場、店舗等の有効活用を図るため、空き工場、店舗等情報提供サービスを行っています	【参考】 https://www.city.fukui-sakai.lg.jp	
企業立地奨励金	活力ある産業環境の実現のため、坂井市に新たに進出する企業、または市内で事業施設の規模拡大を行う企業に対して支援制度を用意しています。	【参考】 https://www.city.fukui-sakai.lg.jp	

永平寺町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業資金 (一般資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■法人にあつては、本町内に事務所を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業。 ■個人事業者にあつては、本町内に1年以上住所と事務所等を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいる者。 ■各種町税を完納していること。 	1,500万円	1.1% (保証付) 変動あり	利子補給あり (借入期間中5年を限度に貸付利率の2分の1、上限0.5%の利息分を補給)	保証料の1/2を補給	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 5年以内 ・設備資金 7年以内 ・併用 7年以内 	月賦元金均等償還	無担保 保証人については保証協会の定めによる	<p>【お問合せ】 永平寺町商工観光課 (電話 0776-61-3921)</p> <p>【取扱金融機関】 福井銀行 町内各支店 (松岡支店・福井医大前支店 永平寺支店・上志比支店) 福邦銀行 松岡支店 福井信用金庫 松岡支店 越前信用金庫 北郷支店</p>
中小企業資金 (開業資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■本町内に住所を有する法人もしくは個人 ■本町内で事業を開始する具体的な計画があること、又は町内で事業を開始して1年未満であること。 ■各種町税を完納していること。 	自己資金と同額を限度とし、500万円以内	1.0% (保証付) 変動あり						

補足	融資限度額	利子補給	保証料補給
	一事業所について融資限度額内で一融資のみの利用。借換は同一金融機関で、既存の融資を50%以上返済している場合可能。	利子補給金は毎年度、該当年度に支払った利息額を報告していただき、お支払いしています。	

永平寺町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
チャレンジ企業支援事業補助金	<p>■補助金額 対象経費の3分の2以内、100万円限度</p> <p>■対象経費 (1) 新商品開発のための試作品製作等(以下「商品開発等」という。)に係る原材料費 (2) 商品開発等に係る講師、研究員等の招へいに要する経費 (3) 商品開発等に係る職員研修費 (4) 商品開発等に係る委託料 (5) 商品開発等に係る機械設備等(パソコン等の事務機器を含む。)の購入およびリース料 (6) 市場調査に係る委託料 (7) 販路開拓に係る経費</p>	<p>・地域資源を活かした新たな名産品、土産品、農工商連携品等の開発、または新たな技術やアイデアによる新製品の開発を行う事業者に対して補助を行う。 ・チャレンジ企業支援事業審査委員会において、認定された事業であること。</p> <p>補助金の申請を検討する場合は事前にご連絡ください。</p>	<p>【お問合せ】 永平寺町商工観光課 (電話 0776-61-3921)</p>
空き家空き店舗活用創業支援補助金	<p>空き家等を活用して創業するために必要な改修費用(改修費用の1/2、50万円限度)や家賃(家賃の1/2、月額3万円、2年間)を補助。 また、創業するための事業計画、資金計画の作成相談・支援を商工会、金融機関と協働で実施。</p>	<p>創業を考えている人</p>	
企業立地促進助成金	<p>永平寺町内で事業施設を建設する場合、要件を満たせば奨励措置を講ずることができる。</p> <p>①用地取得助成金 取得費の20%で5,000万円を限度</p> <p>②施設設置助成金 操業開始後3年間に賦課された対象家屋及び構築物等への固定資産税相当額</p> <p>③機械設備等設置助成金 操業開始後3年間に賦課された機械設備等対象償却資産への固定資産税相当額</p> <p>④雇用促進助成金 操業開始後2年以内の新規雇用者(町内在住)一人あたり30万円</p> <p>⑤環境施設整備助成金 上下水道施設整備に係る経費の30%以内で、5,000万円を限度(給排水設備等除く)</p>	<p>【業種】 製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、成長産業</p> <p>【①～⑤共通要件】 ・用地取得又は借地面積3,000㎡以上 ・用地取得後3年以内に操業開始・公害防止措置 ・町内居住新規雇用者3人以上</p> <p>【個別要件】 ①公害防止措置、10年間転売禁止、1回限り ②③投下固定資産額が50,000千円以上、町税完納 ④雇用期間6ヶ月以上 ⑤重点促進区域で事業実施、投下固定資産額が50,000千円以上、町税完納</p> <p>詳細な交付要件については、お問合わせ下さい。</p>	<p>【お問合せ】 永平寺町総合政策課 (電話 0776-61-3942)</p>
地域未来投資促進事業補助金	<p>■補助対象事業 福井県嶺北基本計画の要件を満たす先進的、先駆的な取り組みで、準備段階又は着手済みの事業</p> <p>■補助金額 対象経費の2分の1以内、予算の範囲内</p> <p>■対象経費 永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する経費(対象外となる経費有り)</p> <p>補助金の申請を検討する場合は事前にご連絡ください。</p>	<p>■補助対象者 次の項目に該当するものとする。 ・地域未来投資促進法第13条に定める、主務大臣の承認を得た基本計画に適合する地域経済牽引事業計画について、福井県知事の承認を受けた者。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定に該当しないこと。 ・その他事業内容や財務能力から、本事業の履行に支障がなく、地域の成長発展が遂行されると町長が認めるもの。</p>	

池田町【融資制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
なし			

池田町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
地域資源活用商品開発支援事業	<p>■地域資源を活用した商品開発を応援します。 池田町内の事業者が、池田町の農林水産物などの地域資源を活用して商品開発を行ったとき、対象経費の3割を補助します。</p> <p>■補助額 対象経費の30%以内で、15万円を限度とします。</p> <p>■補助対象経費 資機材購入費、専門家の報償費(旅費)、原材料費等</p>	<p>■補助対象事業</p> <p>①新商品開発事業 (新商品、新サービスの開発から販路開拓までの事業化に向けた一連の取組み)</p> <p>②ブランド化推進事業 (既存商品の付加価値を高める調査・研究・デザイン向上・販路拡大に向けた一連の取組み)</p> <p>③ビジネスモデル構築事業 (地域資源を活用したコミュニティビジネスモデル等の創出に向けた調査・研究の取組み)</p> <p>■対象者 池田町に住居または活動拠点を置く個人、団体等町税等の滞納がないこと</p>	<p>【お問合せ】 池田町役場 農村政策課 TEL: 0778-44-8210</p> <p>(HP) http://www.town.ikedafukui.jp</p>
小規模事業者経営改善資金(マル経資金) 利子補給事業	<p>■経営の安定化を支援します。 マル経資金により資金を借り受けた町内の事業者に対して、実質借入が0.1パーセントとなるよう利子補給金を交付し、経営の安定化を支援します。</p> <p>■利子補給額 貸付利率のうち最初の3年間について、支払利子額から他の制度による利子補給額を減じた額に、事業者負担額0.1パーセントを減じた額。</p>	<p>■対象者 次の1～4全てに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.町内で事業活動を営んでいること 2.町内に住所のある個人、又は本社が法人であること(常時従業員が10名以下の小規模事業者) 3.町税の滞納がないこと 4.池田町商工会の推薦により小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の貸付を受けた小規模事業者ただし、事業の主たる売り上げの内、公共事業によるもの及びそれらに準じるものの割合が、過去3年間において5割以上を占める年がある事業者は交付対象になることができません。 	<p>【お問合せ】 池田町役場 農村政策課 TEL: 0778-44-8210</p> <p>(HP) http://www.town.ikedafukui.jp</p>

南越前町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金	<ul style="list-style-type: none"> ■商工会に加入し、町内において引続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 ■町税等の完納者で融資金の償還能力を有する中小企業者 	<p>〈一般分〉 50万円以上500万円以内 ※一般分の借入れに関して、既往借入金の本制度一般分からの借入れに限り、融資限度額の範囲内で借換え可能 〈新型コロナウイルス対策分〉 100万円以内</p>	<p>〈一般分〉 ■5年以内 2.6% ■7年以内 2.8% 〈新型コロナウイルス対策分〉 ■4年以内(1年据置) 2.3%</p>	<p>利子補給あり 〈一般分〉 (設備資金 80%以内、 運転資金 50%以内) 〈新型コロナウイルス対策分〉 (運転資金のみ、 約定利息の 100%)</p>	—	<p>〈一般分〉 1年以上 7年以内 〈新型コロナウイルス対策分〉 4年以内(1年据置)</p>	元金均等月賦償還	取扱金融機関の定めによる	<p>【お問合せ】 南越前町観光まちづくり課 (電話0778-47-8002)</p> <p>【融資相談:取扱金融機関】 福井銀行 南条支店 (電話0778-47-3050)</p>

南越前町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
設備近代化資金利子補給事業	製造、建設、小売またはサービスを業とする者が設備の近代化に要する資金の融資を受けた場合に、当該支払利子の80%以内を補給する。 ■利子補給対象融資額 (1)店舗又は工場の新築及び増改築:1,000万円～5,000万円 (2)機械器具(建設機械を含む)の購入及び入替:500万円～3,000万円 ■利子補給期間 貸付の日から5年間	■対象者 ・商工会を経由し、政府系金融機関及び県の融資制度並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた者 ・町内に1年以上居住し、町税を完納している者	【お問合せ】 南越前町観光まちづくり課 (電話0778-47-8002)
小売商業設備近代化資金利子補給事業	小規模事業者(従業員5人以下の小売またはサービス業)が設備の近代化に要する資金の融資を受けた場合に、支払利子の80%以内を補給する。 ■利子補給対象融資額 (1)店舗の新築及び増改築:100万円～500万円 (2)機械器具の購入及び入替:100万円～500万円 ■利子補給期間 貸付の日から5年間	■対象者 ・商工会を経由し、政府系金融機関及び県の融資制度並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた者 ・町内に1年以上居住し、町税を完納している者	
中小企業経営安定資金利子補給事業	中小企業経営安定資金の融資を受けた者に対し、一般分は、設備資金については支払利子の80%以内、運転資金については支払利子の50%以内を補給する。一般分において借換えを行う者の利子補給金は、新規借入金の資金使途に基づき算出し、借換え充当分を除いた新規の借入分のみ利子補給する。新型コロナウイルス対策分は、運転資金にのみ、支払利子の100%以内を補給する。 ■利子補給期間 〈一般分〉 貸付の日から5年以内 〈新型コロナウイルス対策分〉 貸付けの日から4年以内	■対象者 中小企業経営安定資金の融資を受けた者で、返済が確実な者	
熟意ある創業者支援事業補助金	■対象経費 ・店舗の新築、改築または増築のうち、内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事に要する経費 ・店舗運営に必要不可欠な備品の購入 ■補助率・補助限度額 (1)女性または40歳未満:補助率 2/3以内、限度額150万円 (2)(1)以外:補助率 2/3以内、限度額100万円	■対象者 下記の要件全てに該当する者 ・町内に事業所等を設置し、又は設置しようとする者で創業1年未満の者 ・町税等の滞納がない者で、申請日において20歳以上の者 ・商工会に加入している者 ・開業後、商工会に加入される者、又は加入している者 ・風俗営業に該当しない事業及び公序良俗に反しない事業を営む予定の者 ・開業後、原則として週5日以上営業を行い、かつ5年以上継続して事業を営む意思がある者 ・原則、商工会の主催する起業指導等を受けている者	
空き工場等活用助成金	■対象経費 町内の空き工場等の取得または賃借に要する経費 ■補助率・補助限度額 取得 : 土地、家屋及び償却資産の売買契約額の30%、限度額5,000万円以内 賃貸 : 賃借料の1/2以内(60月を限度)、限度額20万円/月	■対象者 ・対象業種 製造業、運輸業、卸売業、小売業、植物工場型農業、その他住民福祉上又は商工業振興上必要と認める事業 ・延床面積 200㎡以上 ・新規雇用者5人以上かつ町内居住者1/2以上 ・操業開始後10年以上継続 ・取得又は賃借後1年以内の操業	
新商品開発支援事業補助金	■対象経費 ・新商品の試作品製作に要する経費 ・新商品開発にかかる調査・検討に要する経費 ■補助率・補助限度額 ・補助対象経費を合算した額の1/2以内とし、1商品につき限度額25万円	■対象者 下記の要件を満たす、福井県内に事業所等を有する企業者、法人事業者及び個人事業者 ・納期到来分の市町村税等の滞納がない者 ・当該補助事業終了後、原則として6か月以内に、当該補助事業により製作された試作品を商品として販売する意思がある者	

越前町【融資制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
なし			

越前町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
創業支援対策事業利子補給事業	町内にて新たに開業した者または現事業に加えて新たな分野の事業を行うため融資を受けたとき、それにより発生した利子の一部を補給する。 ■利子補給金・・・支払利子額の1/2 ■補給対象額 新規事業：利子補給対象限度額3,000万円 年利4%以内 新部門：利子補給対象限度額1,000万円 年利3%以内 ■利子補給期間 新規事業：3年 新部門：2年	《対象者》 次のいずれにも該当する方 ■資本金若しくは出資金3,000万円以下または従業員が100人以下の会社及び個人 ■越前町内の商工会員で、国、県および公庫等の制度資金または金融機関の融資を受けている者で、商工会の審査を得たもの ■町内に本社または本店を有する者 ■申請時において納期到来した町税等を完納している者 《補給対象融資》 ■店舗または工場を新設し、新たに事業を始めようとするための運転資金・設備資金 ■既に事業を行っている者が、新規部門の導入を行い、店舗または工場の増築または改築のための運転資金・設備資金 ■その他町長が適用と認める施設及び運転資金・設備資金	【お問合せ】 越前町役場 商工観光課 (電話 0778-34-8720)
商工業育成資金利子補給事業	町内の事業主が経営の安定又は改善および近代化のために受けた融資の利子に対し、その一部を補給する。 ■補給金・・・借入金額の0.3%以内 (一事業者の利子補給対象借入限度額 1,000万円)	《対象者》 次のいずれにも該当する方 ■越前町内で同一事業を1年以上経営している者 ■越前町内の商工会員、越前焼工業協同組合員及び準組合員である者 ■申請時において納期到来した町税を完納している者 ■越前町の健全な発展に貢献していると認められた者 《対象制度資金》 ■福井県制度資金 ■日本政策金融公庫貸付 ■福井県商工貯蓄共済制度資金 《対象となる期間》 毎年1月1日から12月31日までの期間に融資実行されたもの	
中小企業退職金共済制度加入促進補助金	町内に事業所を有する中小企業の育成とその雇用する従業員の福祉の増進を図るため、事業主が新たに加入した退職共済の掛金の一部を補助する。 ■補助額 退職共済掛金の12か月分額の20%を補助する。補助が受けられるのは、新たに加入した月から1年間分のみ。	《対象者》 町内に事業所を有し、町税を完納している中小企業の方で、雇用する従業員を新たに加入させ、その掛金の支払実績が加入した月分から12ヶ月間あること	
起業・創業促進支援事業奨励金	産業の活性化を図るため町内で新たに起業・創業した起業家に対し、奨励金を交付する。 ■補助額 1件につき20万円。	《対象者》 下記の各号いずれかに該当する起業家。 ■町内に営業所を有し、申請時、越前町商工会員であり、起業の日から1年以上経営継続の見込みのある個人及び法人であって、税金の滞納がない起業家。 ただし、下記にあたる起業家は対象としない。 ■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する起業家。 ■法人においては、社名又は代表者変更となる起業家。 ■親に代わって、子及び親族が経営者となる起業家。 ■仮設テント、仮設店舗で事業を行う起業家。 ■その他町長が適切でないと判断する事業を行う起業家。	
空き店舗活用事業補助金	町内の空き店舗の解消及び商業の活性化を推進するため、空き店舗を改装し、店舗として活用する新規出店者に対し、改修費、店舗運営費、販売促進費などを助成する。 ■補助額 ・店舗の改装及び設備・機器などの設置に係る経費 経費の2/3以内の額(上限50万円) ・店舗の運営に係る経費(家賃・賃借料・リース料・光熱水費・通信運搬費) (1年目)経費の2/3以内の額(上限月額5万円) (2年目)経費の1/2以内の額(上限月額3万円) ・販売促進に係る経費(宣伝広告費・イベント事業費・営業活動費) (1年目)経費の2/3以内の額(上限年間10万円) (2年目)経費の1/2以内の額(上限年間6万円)	《対象者》 ■商工会及び関係団体等が運営する店舗又は、新規出店者が行う補助対象業種に該当し、3年以上継続して営業を行うこと。 ■越前町商工会の会員であること。 ■町内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと。 ■店舗所有者と同一世帯もしくは生計を同じにしていない方または、2親等以内の親族でないこと。 ただし、下記にあたる場合は対象としない。 ■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行おうとするもの ■フランチャイズ等のチェーン方式による営業を行おうとするもの ■税金を滞納しているもの ■その他町長が不適当と認める種類の営業を行っているもの	
福井県中小企業者向け制度融資「経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)」に係る利子補給金	町内中小企業者が福井県中小企業者向け制度融資「経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)」を借り受けたとき、それにより発生した利子の一部を補給する。 ■利子補給金・・・支払利子額の全額。(延滞利子に係る額を除く) ■利子補給期間 資金の貸付けを受けた日から起算して3年を経過する日の属する月まで。	《対象者》 次のいずれにも該当する方 ■町内で事業を営んでいること。 ■町税の滞納がないこと。	

美浜町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
美浜町中小企業経営安定 資金	<ul style="list-style-type: none"> ■本町内に事業所を有し、資本金または出資の額が5,000万円以下並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人もしくは個人であって商業またはサービス業を営むもの ■本町内において引き続き原則として1年以上同一事業を営んでおり、融資の償還能力を有しているもの ■すべての租税負担等を完納している中小企業者 	1,500万円	融資期間5年まで 年1.8% 融資期間5年超 年2.0%	年1.5%	—	7年以内	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お問合せ】 美浜町産業振興課 (電話0770-32-6706) 【お申込み:取扱金融機関】 町内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 敦賀信用金庫 【融資相談】 わかさ東商工会 美浜支所
美浜町創業支援	<ul style="list-style-type: none"> ■町内で事業を営んでいない事業所で、融資後6月以内に町内で新たな事業を開始する具体的計画を有するもの ■町内で事業を営んでいない事業所で、融資と6月以内に町内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する者 ■町内で事業を営んでいない事業所で、町内で新たに事業を開始、もしくは新たに会社を設立し5年を経過していないもの ■町内の事業所においては、町税等を完納しているもの 	300万円	年1.3%	年1.0%	—	5年以内			

美浜町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
<p>企業立地助成金</p>	<p>美浜町内における産業の振興を促進するため、本町に工場等を立地する事業者に対して、投下固定資産額の1/4(25%)を助成する。</p>	<p>■助成額 ・投下固定資産総額と新規雇用者数により補助要件を区分 補助要件を充足した場合、投下固定資産総額の25%を補助</p> <p>■対象経費 ・用地取得費、造成費、工場建設及び機械設備等の償却資産の取得費</p> <p>■対象業種 ・製造業、物流関連産業、情報サービス業、試験研究所、周年園芸施設、旅館業</p> <p>■補助率 1/4(25%)</p> <p>■補助要件 ・投下固定資産要件 2,000万円以上(全対象業種共通)</p> <p>・面積要件 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上(製造業、物流関連産業のみ)</p> <p>・新規雇用者要件 ① 2,000万円以上1億円未満の場合3人以上 ② 1億円以上2億円未満の場合5人以上 ③ 2億円以上4億円未満の場合10人以上 ④ 4億円以上の場合、20人以上 ※ただし、新規雇用者の2分の1以上が美浜町内に住所を有すること</p> <p>■交付限度額 ・2億円 ※ただし、町が分譲中の産業団地に新設した場合のみ(分譲地以外は1億円)</p>	<p>【お問合せ】 美浜町産業振興課 電話 0770-32-6706</p>
<p>雇用促進奨励金</p>	<p>美浜町内における産業の振興を促進するため、本町に工場等を立地する事業者に対して、雇用奨励金を助成する。</p>	<p>■助成額 ・補助要件を充足した場合、新規雇用者1名あたり100万円を補助</p> <p>■対象経費 ①企業立地助成金の交付要件を満たしていること ②交付対象の新規雇用者は、町内に住所を有し、かつ、当該採用された日から12月以上継続して雇用していること ③雇用保険に加入していること ④交付期間は、操業開始後2年以内とする。</p> <p>■交付限度額 ・1企業あたり3,000万円</p>	
<p>社宅整備助成金</p>	<p>本町に工場等を立地する事業者に対して、社宅の建設又は取得費の1/4(25%)を助成する。</p>	<p>■助成額 ・補助要件を充足した場合、投下固定資産総額の25%を補助</p> <p>■対象経費 ・用地取得費、社宅建設又は取得費、構築物、機械、装置等の償却資産の取得経費</p> <p>■補助要件 ・投下固定資産要件 2,000万円以上</p> <p>・交付要件 ①企業立地助成金の指定を受けていること ②従業員の居住を目的とした社宅の建設又は取得したものであること ③交付期間は、操業開始後10年以内とする。</p> <p>■補助率 1/4(25%)</p> <p>■交付限度額 ・1企業あたり1億円</p>	

美浜町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金利子補給制度	中小企業経営安定資金融資制度の融資を受けた事業者に利子の一部を補給する。 ■補給率 融資開始より7年間の限度で年1回、1～12月分の利率の1.5%を補給	■対象者 下記の要件を満たす、中小企業経営安定資金融資制度により融資を受けた事業者 ・本町内で1年以上継続して事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。 ・資金の返済について、契約に基づき遅滞なく元金及び利子の返済を行っていること。	【お問合せ】 美浜町 産業振興課 電話 0770-32-6706
美浜町創業支援資金利子補給制度	美浜町創業支援資金融資制度の融資を受けた事業者に利子の一部を補給する。 ■補給率 融資開始より5年間の限度で年1回、1～12月分の利率の1.0%を補給	■対象者 下記の要件を満たす、美浜町創業支援資金融資制度により融資を受けた事業者 ・融資要綱の規定による融資を受けた個人又は中小企業であること。 ・町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する中小企業者等にあつては、町税等を完納していること。 ・資金の返済について、取扱金融機関との契約に基づき遅滞なく元金及び利子の返済を行っていること。	
中小企業退職金共済制度掛金補助金制度	退職金共済制度に加入した従業員を有する事業主に対し補助する。 ■補助額 退職金共済契約が効果を生じた日の属する月から12ヶ月、掛金の20%を補助	■対象者 下記の要件を満たす、中小企業退職金共済制度の掛金を支払った事業者 ・本町内で1年以上継続して事業を営んでいること。 ・従業員の数が50人以下であること。 ・町税を完納していること。	

高浜町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金	町内に主たる住所を有し、同一事業を1年以上経営している中小企業の方	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.80% ■5年超7年以内 2.00% 	年度中に償還した返済金額の全額を補給	全額補給	7年以内 (据置1年含む)	月賦均等 償還	保証協会の 定めによる	<p>【お問合せ】 高浜町産業振興課 (電話0770-72-7705)</p>

高浜町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
創業促進支援事業補助金	<p>《補助内容》 新たに起業・創業や第二創業を行う町内の方に対して、要する経費の一部を補助します。</p> <p>《補助率》 対象経費の2/3</p> <p>《限度額》 100万円</p>	<p>《対象者》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町内で起業・創業を行う中小企業者及び個人事業者の方 2. 既に事業を営んでいる中小企業・個人事業者において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに事業転換や新事業・新分野に進出する第二創業を行う方 ※業種の制限なし(小売店・一般飲食店含む) <p>《対象経費》 人件費、申請書類作成等経費、店舗賃貸料、設備費、調査費、広報費、謝金、旅費 等</p>	<p>【お問合せ】 高浜町産業振興課 (電話0770-72-7705)</p>
販路開拓支援事業補助金	<p>《補助率》 対象経費の2/3</p> <p>《限度額》 10万円</p>	<p>《対象者》 町内の中小企業者及び個人事業主</p> <p>《補助対象事業》 自社製品等の販路開拓のために、展示会等の催事場に出展し、対面販売・商談等を行う事業</p> <p>《対象経費》 出展費、輸送費、広報物製作費、旅費、宿泊費 等</p>	

おおい町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金	<p>町内の中小企業者が行う経営の合理化および近代化のために必要な資金について、その一部を融資し、中小企業の振興発展に努めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■商工会の会員であること。 ■町内に主たる住所を有すること。 ■町内で同一事業を1年以上継続して営んでいること ■事業所及び代表者が融資金の償還能力を有する町税完納者であること ■融資にあたり、町、商工会、金融機関等に情報提供することに同意すること。 	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 保証あり1.6% 保証なし1.8% ■7年以内 保証あり2.0% 保証なし2.2% 	信用保証協会の保証制度を活用した中小企業者に対し、返済した額にかかる利子について、5年以内の借入にあつては、初年度から3ヶ年は3/4、4ヶ年以上は1/2補給、また6年以上7年以内の借入にあつては、初年度から4ヶ年間の利子に対し3/4、5年以上7年以内の利子に対しては1/2補給とする。(10円未満切捨)	全額	7年以内 (元金据置期間なし)	元金均等 月賦 償還	—	<p>【お問合せ】 おおい町商工観光課 (電話 0770-77-4056) おおい町商工会 (電話0770-77-0135)</p>

おおい町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業振興対策事業 企業立地助成金	≪補助率≫ 25%以内 ≪交付限度額≫ 新設1:3億円 新設2:1億円 新設3・増設・移設:3千万円	≪対象者≫ 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、先端的農商工連携施設、卸売・小売業、サービス業等を営む者。 (卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) ≪対象規模≫ ■新設1:投下固定資産総額3億円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内に15人以上 ■新設2:投下固定資産総額1億2千万円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内に10人以上 ■新設3:投下固定資産総額3千万円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内に5人以上でかつ、敷地面積1,000㎡以上または建築面積300㎡以上 ■増設:投下固定資産総額1千万円以上、新規雇用者 指定事業者となった日から事業開始後6か月以内に3人以上 ■移設:投下固定資産総額1千万円以上 1.要件:土地については事業開始の日以前3年以内に取得していること 2.対象:用地・建物の取得費、用地造成費、建物建設費、機械設備等設置費、緑化費	【お問合せ】 おおい町役場しごと創生室 (電話 0770-77-9030)
企業振興対策事業 借地助成金	≪補助率≫ 1/2(5年間) ≪交付限度額≫ 2千万円	≪対象者≫ 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。(卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) ≪対象規模≫ ■新設・増設・移設:企業立地助成金の交付要件に該当する企業で、敷地面積3,000㎡以上または建築面積1,000㎡以上 1.対象:工場等を建設するための用地の賃借料	
企業振興対策事業 雇用奨励助成金	≪補助率等≫ 50万円/1人 ≪交付限度額≫ 3千万円	≪対象者≫ 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。(卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) ≪対象規模≫ ■新設・増設・移設:企業立地助成金の交付要件に該当する企業 1.対象:おおい町に住民登録をしている新規雇用者	
企業振興対策事業 建設資金等利子補給金	≪補助率≫ 1/2(5年間) ≪交付限度額≫ 3千万円	≪対象者≫ 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。(卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。) ≪対象規模≫ ■新設・増設・移設:企業立地助成金の交付要件に該当する企業 1.対象:企業立地助成金の助成対象経費に充てるための借入金利子	
起業促進支援事業補助金	≪補助率≫ 2/3 ≪補助上限額≫ 500万円	≪対象者≫ 町内において新たに起業を行う者。 1.対象:建物等取得費、修繕費、解体費、広告宣伝費、委託費、その他の経費(税の性質を有するものを除く)	【お問合せ】 おおい町役場商工観光課 (電話 0770-77-4056)

若狭町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率 R3.4.1現在	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
若狭町中小企業 経営安定資金	町内において引き続き1年以上同一事業を営む個人または法人で、 商工会の会員となっている町税完納の中小企業者	1,000万円	融資期間5年 まで年利1.8%、 5年超年利2.0%	—	取扱金融機関の 定めるところによ る	7年以内	取扱金融機 関の定めら れる	取扱金融機 関の定めら れる	【申込先】 わかさ東商工会 (電話 0770-45-0222)
勤労者生活安定資金	町内に住所を有する勤労者で町税の滞納がない者	150万円	融資期間3年 まで年利1.3%、 3年超5年以内 年利1.6% (別途保証料 0.8%が必要)	—	—	3～5年以内	取扱金融機 関の定めら れる	無担保	【申込先】 北陸労働金庫敦賀支店 (電話 0770-22-1345)

若狭町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件						問合せ・申込先
原子力発電地域施設等周辺地域企業立地支援給付金	電力料金に対する給付金。募集は年2回(4月頃と10月頃に半期づつ募集)。 電気料金の約半額を補助。(＊初回の申込の場合、町の推薦が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力契約の新設または増設が完了していること。 ・雇用者数(常用雇用者)が、3名以上増加している事。 						【お問合せ】 若狭町観光商工課 (電話0770-45-9111)
企業振興条例	投下固定資産×25% 但し限度額は下記のとおり ○製造業および運輸業 3千万円 (総交付限度額3千万円) ○情報サービス業 3千万円 (総交付限度額3千万円) ○試験研究所 3千万円 (総交付限度額3千万円)	【場所】	【業種】	【区分】	【投下固定資産】	【新規雇用者数】	【対象経費】	
		工業地域、工場適地、農村工業導入地域、企業立地計画の集積区域その他町長が特に必要と認める地域	製造業および運輸業	-	3千万円以上 (移転の場合は純増加分) 敷地面積1,500㎡または建築床面積500㎡以上	新設：5人以上 移転：3人以上	①土地の取得費 ②事業所建設費 ③償却資産取得費	
			情報サービス業	-	2千万円以上 (移転の場合は純増加分)			
試験研究所	-	3千万円以上 (移転の場合は純増加分)						